

高原町 障がい福祉 総合計画

障がいのある人もない人も 互いに手を取り
いきいきと共に生きる 福祉のまちづくり



令和 6 年 3 月
宮崎県高原町
TAKAHARU TOWN

近年、障がいのある方を取り巻く状況は、目まぐるしく変化しており、障害者基本法の改正をはじめ、障害者総合支援法の施行、また、平成28年4月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者差別解消法が施行されるなど、国内法令の整備が進められてきました。

本町では、障がい福祉における基本計画である「第2期高原町障がい者計画」において、障がいのある人が社会の一員として社会参加できるように、地域や関係機関と協働しながら、地域ぐるみで障がいのある人と家族が安心して暮らせる環境づくりを進めるために「地域共生社会」を基本理念に掲げ、施策の推進を図ってきました。

このような中、本町での今後6年間の障がい者施策の基本的な指針となる「第3期高原町障がい者計画」について見直しを行ってきましたが、これまでは個別に策定しておりました障がい福祉サービスの提供体制等を定める「第7期高原町障がい福祉計画」と「第3期障がい児福祉計画」も併せて見直しを行い、障がい福祉における統一的な計画として「高原町障がい福祉総合計画」を策定いたしました。

この計画においては、町民の皆様や関係機関と連携を図りながら、「障がいのある人もない人も 互いに手を取りいきいきと共に生きる 福祉のまちづくり」を基本理念とし、各障がい福祉施策の推進に努めてまいります。また、令和9年には宮崎県で第26回全国障害者スポーツ大会も開催されますので、町全体でその機運を高められるよう一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました高原町障がい福祉総合計画策定委員会委員の皆様をはじめ、関係団体や町民の皆様からの貴重なご意見やご提案を賜り、本計画ができましたことを心より感謝申し上げます。

令和6年3月

高原町長 高妻 経信

目次

第1章 計画策定の概要	
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 障がい者支援に関する法整備の動きについて	2
3 法律上の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
6 計画策定に向けた取組	5
7 SDGsとの関係	5
8 本計画の障がいの表記	5
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	
1 総人口の推移	6
2 障がいのある人の状況	7
第3章 各種調査結果からみる課題	
1 アンケート調査	11
2 関係団体・事業所ヒアリング調査	16
第4章 障がい者計画の取組状況	
1 障がいに関する理解や啓発・広報活動に関する取組	18
2 福祉サービスの充実に関する取組	18
3 教育・育成の充実に関する取組	18
4 雇用・就労・社会参加に関する取組	18
第5章 障害福祉サービスの状況	
1 成果目標の状況	19
2 障害福祉サービス(活動指標)の状況	20
第6章 現状を踏まえた今後の課題	
1 障がいに対する理解や配慮の促進	24
2 安心して生活できる環境の整備と生活支援の充実	24
3 障がい児支援の充実	25
4 多様な社会参加への支援	25
第7章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	26
2 施策の体系	27
第8章 施策の展開(障がい者計画)	
1 啓発・広報活動と権利擁護の推進	28
2 生活支援の充実	30
3 保健・医療の充実	33
4 障がい児支援の充実	35
5 生活環境の整備	37
6 就労・社会参加の促進	39
第9章 施策の展開(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)	
1 成果目標の設定	42
2 障害福祉サービスの見込み	50
3 地域生活支援事業の見込み	54
4 障がい児福祉サービスの見込み	57
第10章 施策の推進	
1 庁内体制	58
2 庁外体制	58
3 計画推進・評価体制	58
資料編	59

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨・背景

これまでの国における障がい福祉施策は、障がいのある人に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成19年9月に署名したこと、また、批准に向け平成21年12月に政府が障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに進められてきました。それ以降、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されました。

特に、「障害者自立支援法」を改正し、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間を埋めるべく、障がいのある人の範囲に難病等を加えるなど、地域社会における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな障がい保健福祉施策が定められました。

また、「障害者総合支援法」は、平成30年4月に「児童福祉法等」とともに改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが図られました。また、障がい児支援のニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設等が行われました。

そのほかにも、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法（平成30年6月に公布・施行）」や、障がいがあっても読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法（令和元年6月に公布・施行）」など、障がいの有無にかかわらず、様々な形で社会参加や文化活動を支援するための法律が整備されています。

また、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されました。

さらに、令和4年5月には障がいのある人の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

この度、これまでの町の取組に、新たな国の障がい者制度の動向や県の動向を踏まえ、本町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第3期高原町障がい者計画」及び「第7期高原町障がい福祉計画」並びに「第3期高原町障がい児福祉計画」が一体となった計画、「高原町障がい福祉総合計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 障がい者支援に関する法整備の動きについて

国において、障がいのある人に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」に平成 19 年に署名したことや、批准に向け、平成 21 年に障がい者制度改革推進本部を設置したことを皮切りに、その後も様々な法律の整備や改正によって、障がい者支援の充実が図られています。

◆「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・ 障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障がい者制度改革推進本部の設置	・ 障がい者支援制度の改革に向けた取組の本格開始
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・ 障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・ 虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・ 「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・ 障がい者就労施設等への物品等の需要の推進
	障害者権利条約に批准	・ 障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年 2 月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・ 障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・ 差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・ 国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・ 国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・ 「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・ 国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・ 自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・ 高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定）
令和元	障害者雇用促進法の改正	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・ 特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・ 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和 2	障害者雇用促進法の改正	・ 事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和 3	障害者差別解消法の改正	・ 合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・ 医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4	障害者総合支援法の改正	・ グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・ 週 10 時間以上 20 時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

3 法律上の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき、それぞれ策定が位置づけられている法定計画を一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図っています。

(1) 市町村障害者計画

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取組を示すものです。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、この法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにします。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）
第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）
第9条第1項

政府が障害者基本法第11条第1項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第2項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第3項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

(2) 市町村障害福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保や、その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる障害福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 市町村障害児福祉計画

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量等について計画的に整備するためのものです。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（平成30年4月施行）
第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4 計画の期間

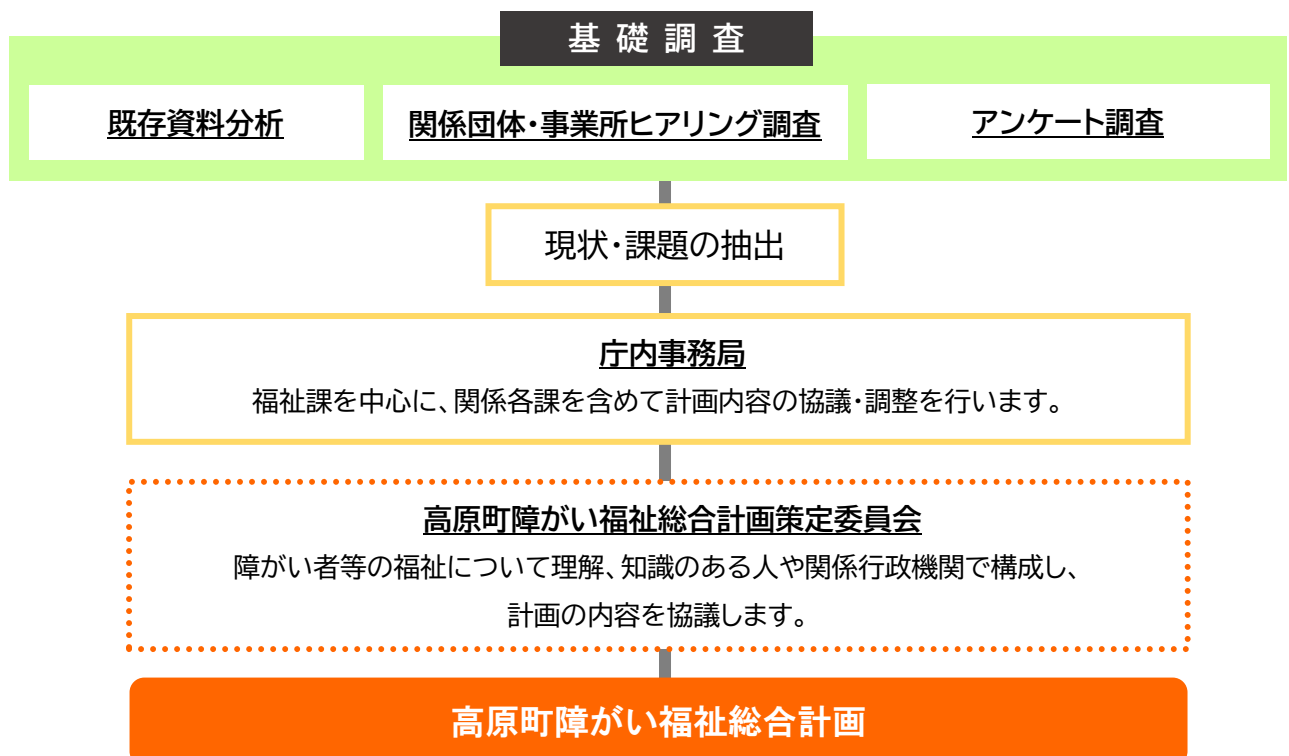
「第3期高原町障がい者計画」の計画期間を令和6年度～令和11年度の6年間、「第7期高原町障がい福祉計画」、「第3期高原町障がい児福祉計画」の計画期間を令和6年度～令和8年度の3年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

◆計画の期間について

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
障がい者 計画			第3期							
障がい 福祉計画			第7期							
障がい児 福祉計画			第3期							

5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、以下の図のとおり、障害者手帳所持者へのアンケートや策定委員会を通じた計画案の検討・審議等を経て策定しました。



6 計画策定に向けた取組

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や将来のこと、福祉サービスの利用意向等を把握し、基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査対象者	高原町在住の障害者手帳をお持ちの人から無作為抽出
調査期間	令和5年9月14日(木)～10月3日(火)
調査方法	郵送配布・郵送回収による本人記入方式、WEBによる回答方式
配布/回収	487件/263件(54.0%)

(2) 関係団体・事業所ヒアリング調査

本町で活動や事業を行う関係団体や障害福祉サービス事業所、一般事業所を対象にヒアリング調査を実施しました。

調査対象団体	支援団体、当事者団体、障害福祉サービス提供事業所、一般事業所
調査期間	紙面調査：令和5年10月27日(金)～11月10日(金) 対面インタビュー：令和5年12月6日(水)・7日(木)
調査方法	郵送配布・郵送回収及び対面でのインタビュー
回収数	64件

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

意見募集期間	令和6年2月19日(月)～3月11日(月)
意見提出数	0件(0人)

7 SDGs との関係

本計画で定める基本理念や施策を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

◆本計画と関連の強いゴール



8 本計画の障がいの表記

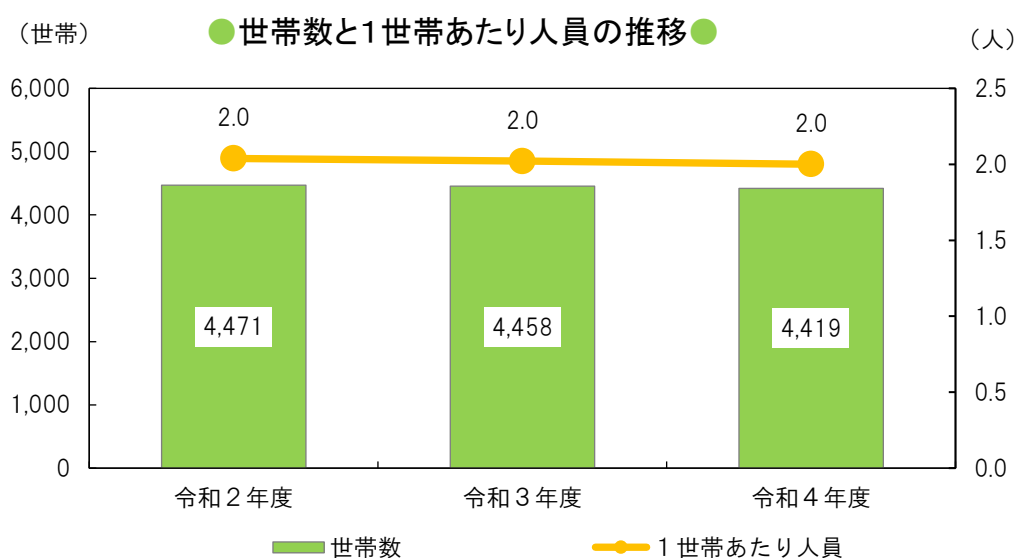
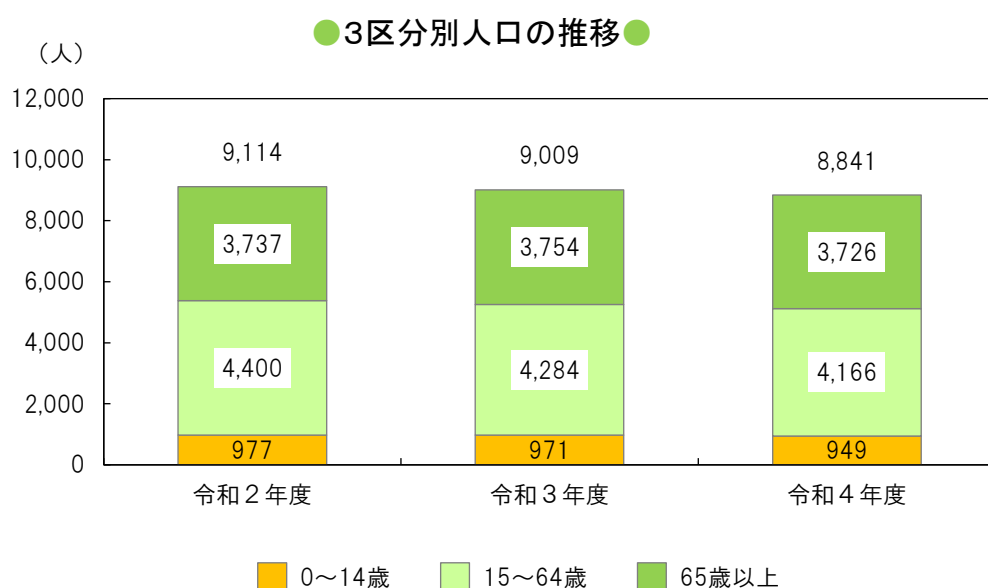
本町では「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものを指す用語、組織、関係団体、関係施設等の名称を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 総人口の推移

本町の総人口は令和4年度には8,841人となっており、65歳以上の高齢者人口は3,726人で高齢化率は42.1%となっています。令和2年度と比較すると、人口は273人減少している一方で、65歳以上人口は令和3年度に17人増加し、令和4年度には28人の減少となっています。

また、本町の世帯数は令和4年度には4,419世帯となっており、令和2年度と比較すると52世帯の減少となっています。



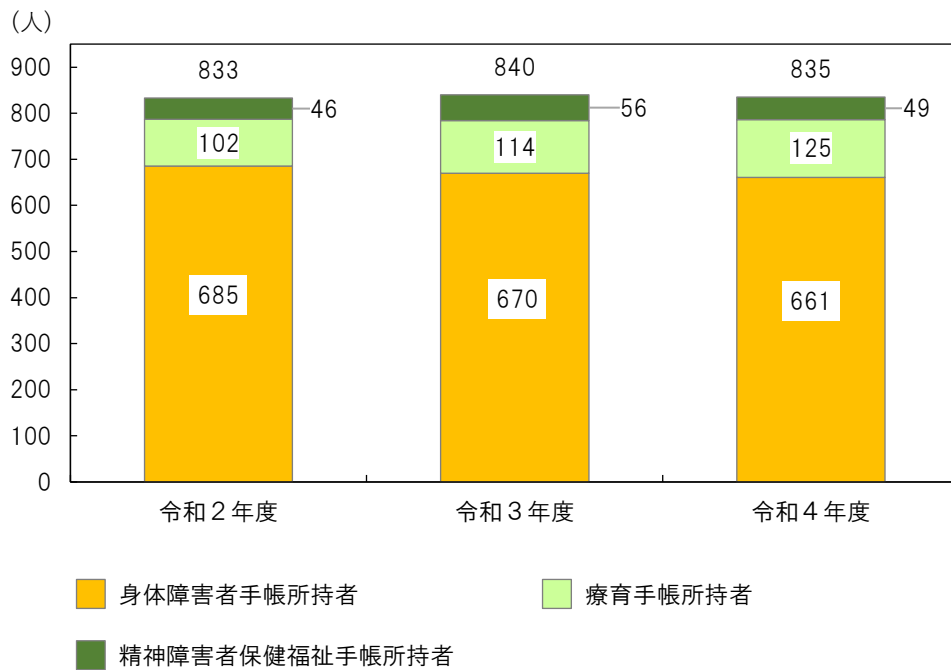
資料：人 口：住民基本台帳人口(各年9月末時点)

世帯数：住民記録 人口世帯集計表(各年9月1日時点)

2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は令和4年度に835人となっており、令和2年度から2人の増加となっています。手帳別で見ると、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は減少傾向であるのに対し、療育手帳所持者は令和2年度から令和4年度にかけて23人の増加となっています。



(2) 総人口に占める手帳所持者割合の推移

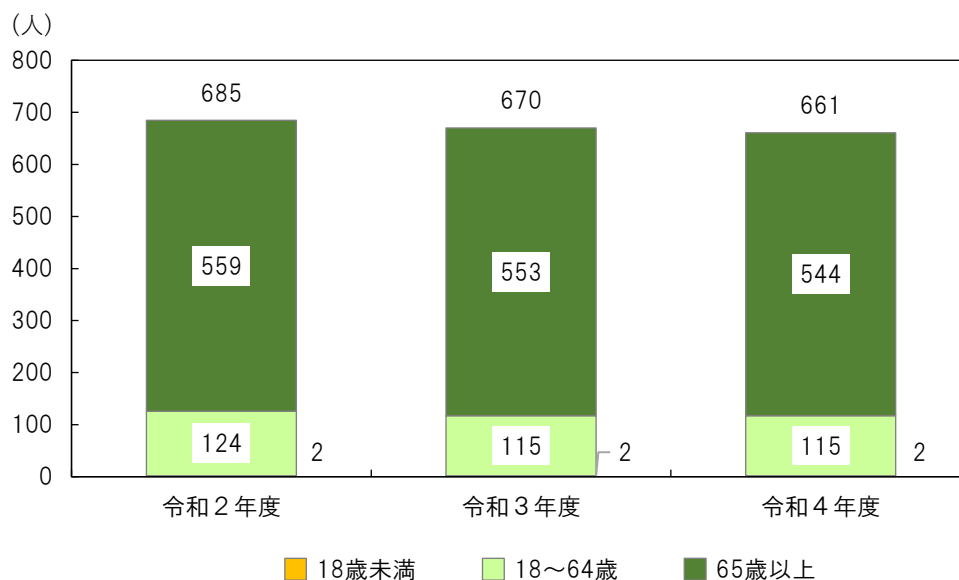
総人口に占める手帳所持者の割合は、令和2年度から令和4年度にかけて、療育手帳所持者が0.3ポイントの増加、精神障害者保健福祉手帳所持者が0.1ポイントの増加となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	7.5	7.4	7.5
療育手帳所持者	1.1	1.3	1.4
精神障害者保健福祉手帳所持者	0.5	0.6	0.6

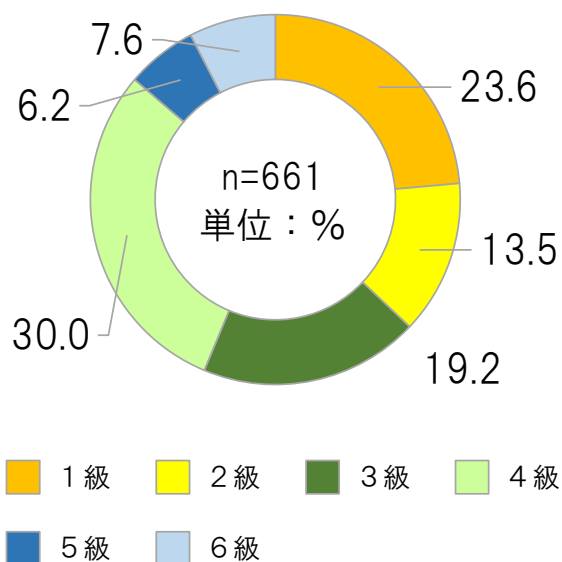
単位：％

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

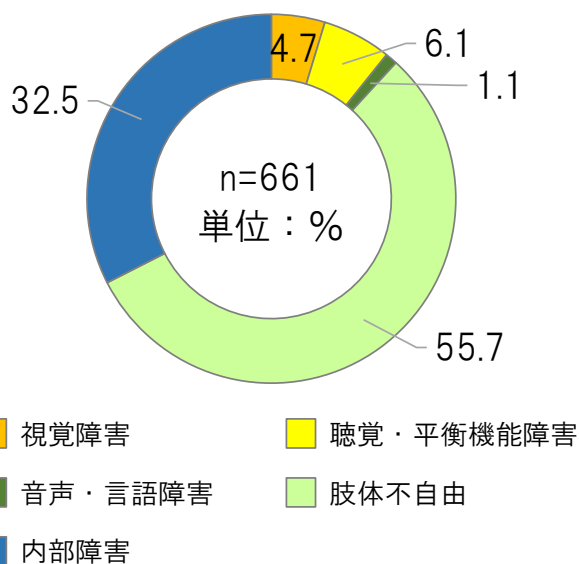
身体障害者手帳所持者は減少傾向となっており、令和4年度に661人となっています。年齢別みると、18～64歳、65歳以上が減少傾向となっていることがわかります。等級別では4級が最も多く、種類別では肢体不自由が半数以上となっています。



等級別手帳所持者の割合(令和4年度)



種類別手帳所持者の割合(令和4年度)

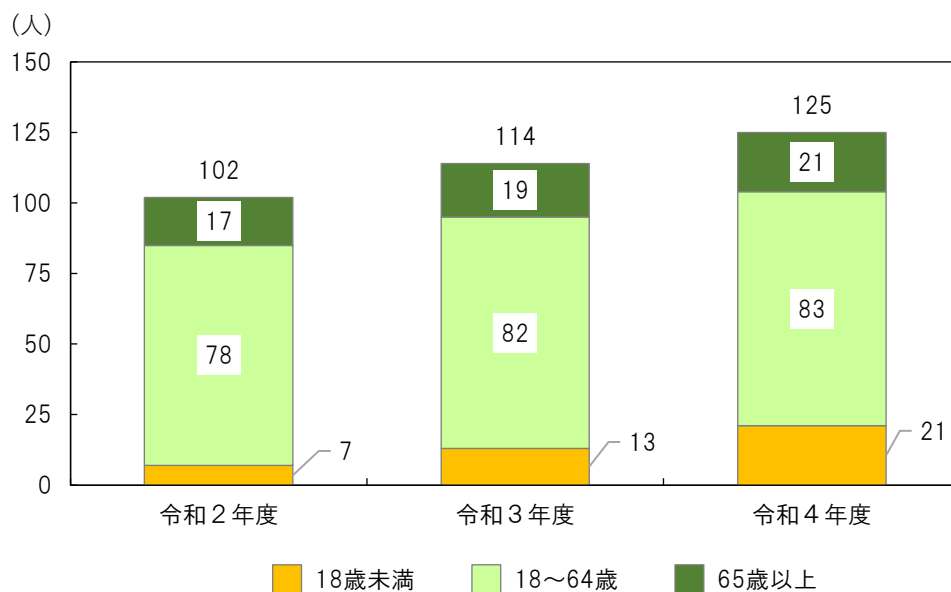


資料：福祉課(各年度末時点・等級別及び種類別は令和4年度末時点)

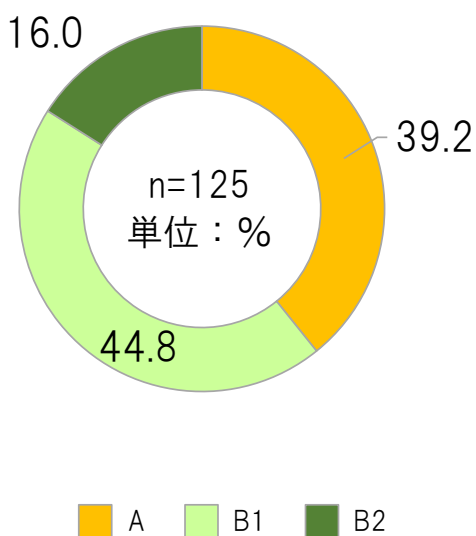
(4)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は増加傾向となっており、令和4年度には125人となっています。令和2年度と令和4年度を比較すると、18歳未満では14人と3倍の増加となっており、18～64歳では5人の増加、65歳以上では4人の増加となっています。判定別ではB1が最も多くなっています。

母子保健分野における乳幼児健康診査や4・5歳児成長発達調査の充実による子どもの発達面の課題の早期発見等による影響が考えられます。



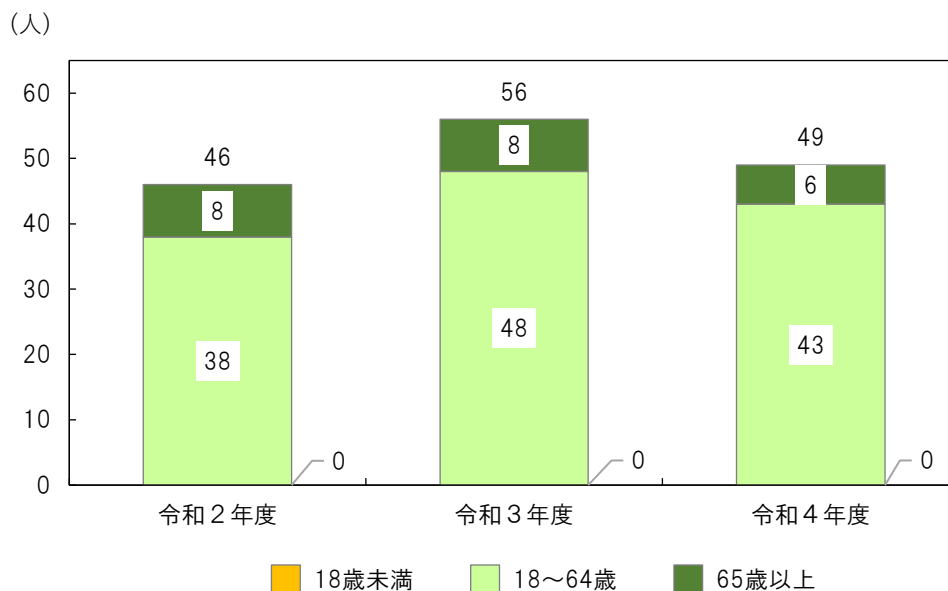
判定別手帳所持者の割合(令和4年度)



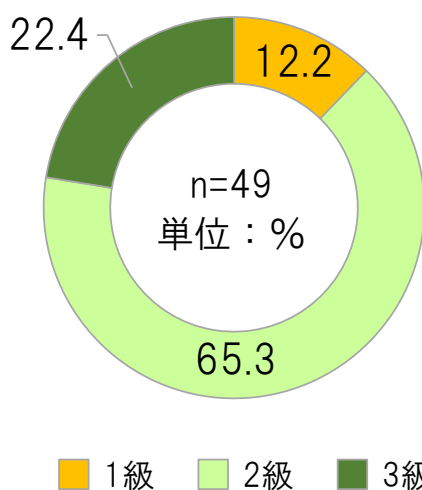
資料：福祉課(各年度末時点・判定別は令和4年度末時点)

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年度から令和3年度にかけて増加したのち令和4年度には減少し、49人となっています。年齢別にみると、18歳未満は0人で推移しており、18～64歳は40人前後、65歳以上は7人前後となっています。等級別では2級が最も多く、全体の6割を超えています。



等級別手帳所持者の割合(令和4年度)



資料：福祉課(各年度末時点・等級別は令和4年度末時点)

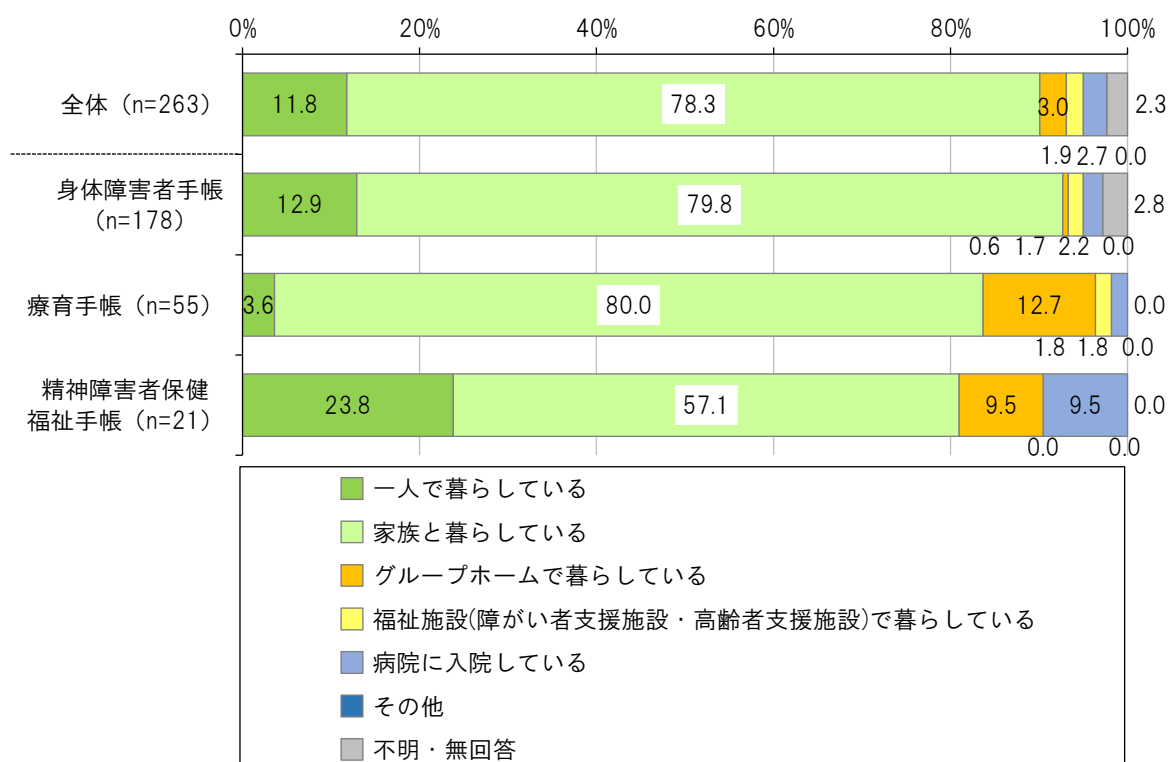
第3章 各種調査結果からみる課題

1 アンケート調査

問：あなたは現在どのように暮らしていますか。

現在どのように暮らしているかについてみると、「家族と暮らしている」が78.3%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が11.8%、「グループホームで暮らしている」が3.0%となっています。

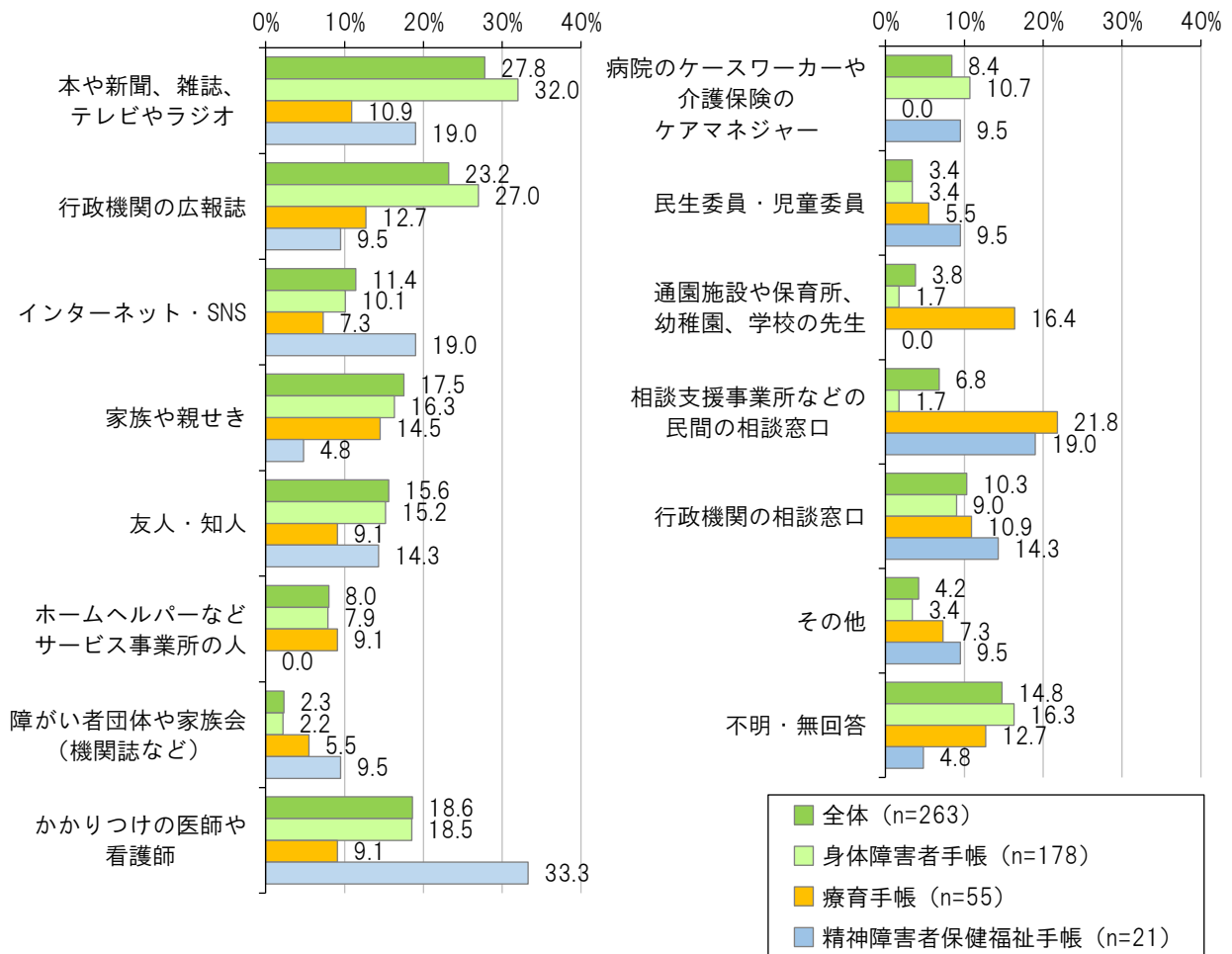
所持手帳種類別にみると、すべての種別で「家族と暮らしている」が最も高くなっています。



問：あなたは、福祉に関するサービスなどについての情報をどこから入手していますか。

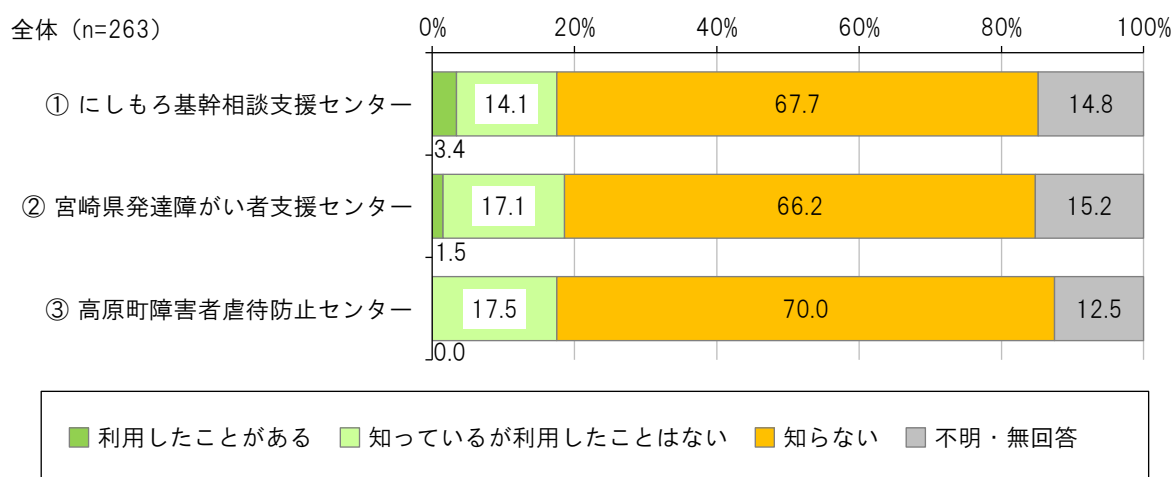
福祉に関するサービスなどの情報の入手先についてみると、「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」が27.8%と最も高く、次いで「行政機関の広報誌」が23.2%、「かかりつけの医師や看護師」が18.6%となっています。

所持手帳種類別にみると、〔身体障害者手帳〕では「本や新聞、雑誌、テレビやラジオ」、〔療育手帳〕では「相談支援事業所などの民間の相談窓口」、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「かかりつけの医師や看護師」が最も高くなっています。



問：あなたは、以下の相談窓口について知っていますか、また、利用したことがありますか。

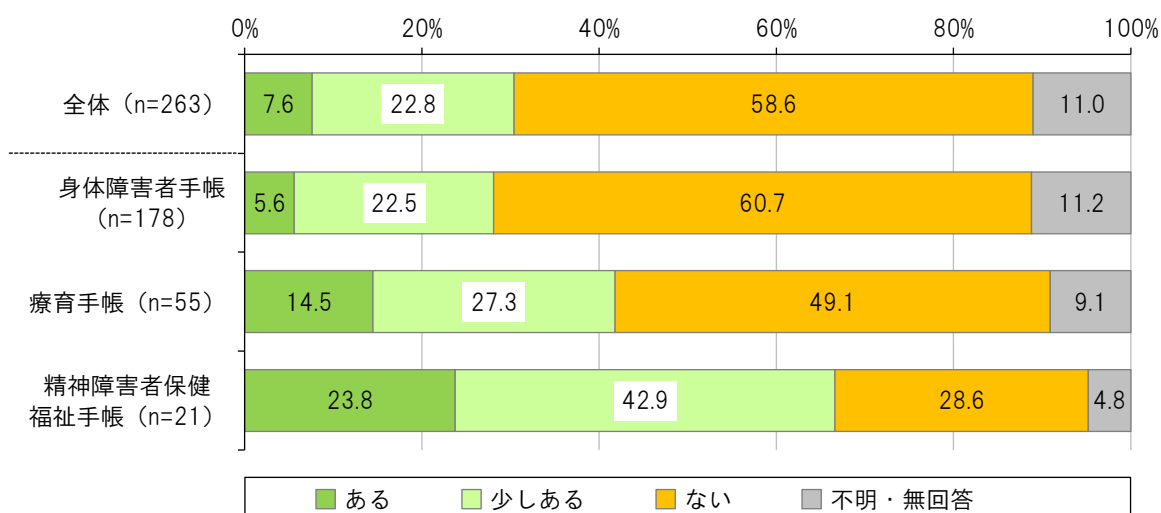
以下の相談機関を知っているか、また、利用したことがあるかについてみると、すべての機関で「知らない」が最も高くなっています。



問：日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか。

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがあるかについてみると、「ない」が58.6%と最も高く、次いで「少しある」が22.8%、「ある」が7.6%となっています。

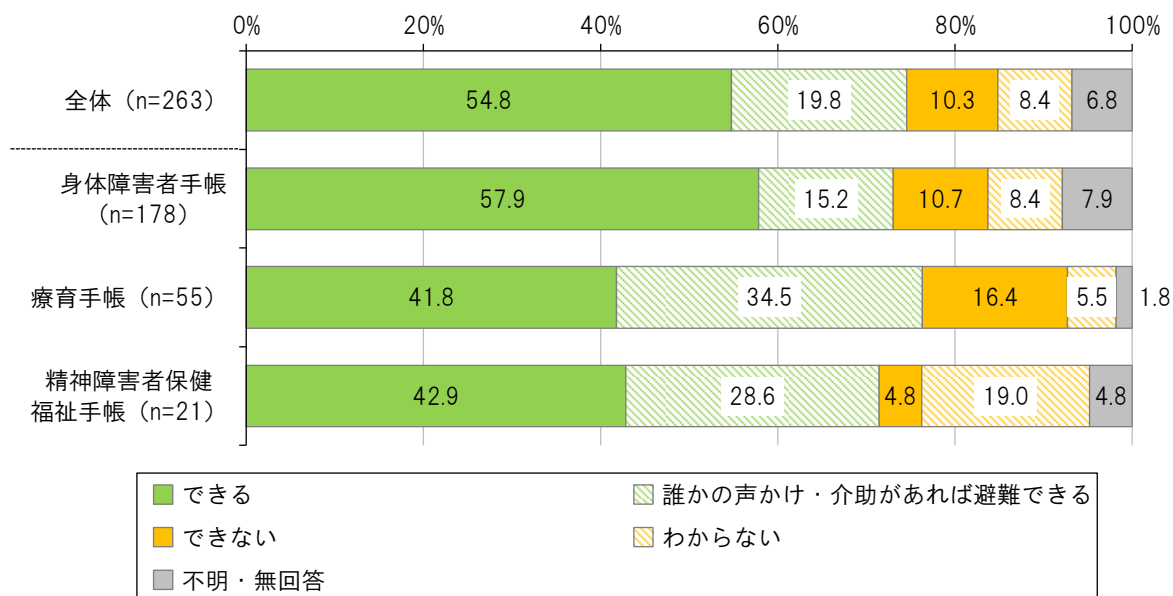
所持手帳種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「少しある」、それ以外の種別では「ない」が最も高くなっています。



問：あなたは、地震や豪雨による浸水、火事等の災害時に避難できますか。

地震や豪雨による浸水、火事等の災害時に避難できるかについてみると、「できる」が54.8%と最も高く、次いで「誰かの声かけ・介助があれば避難できる」が19.8%、「できない」が10.3%となっています。

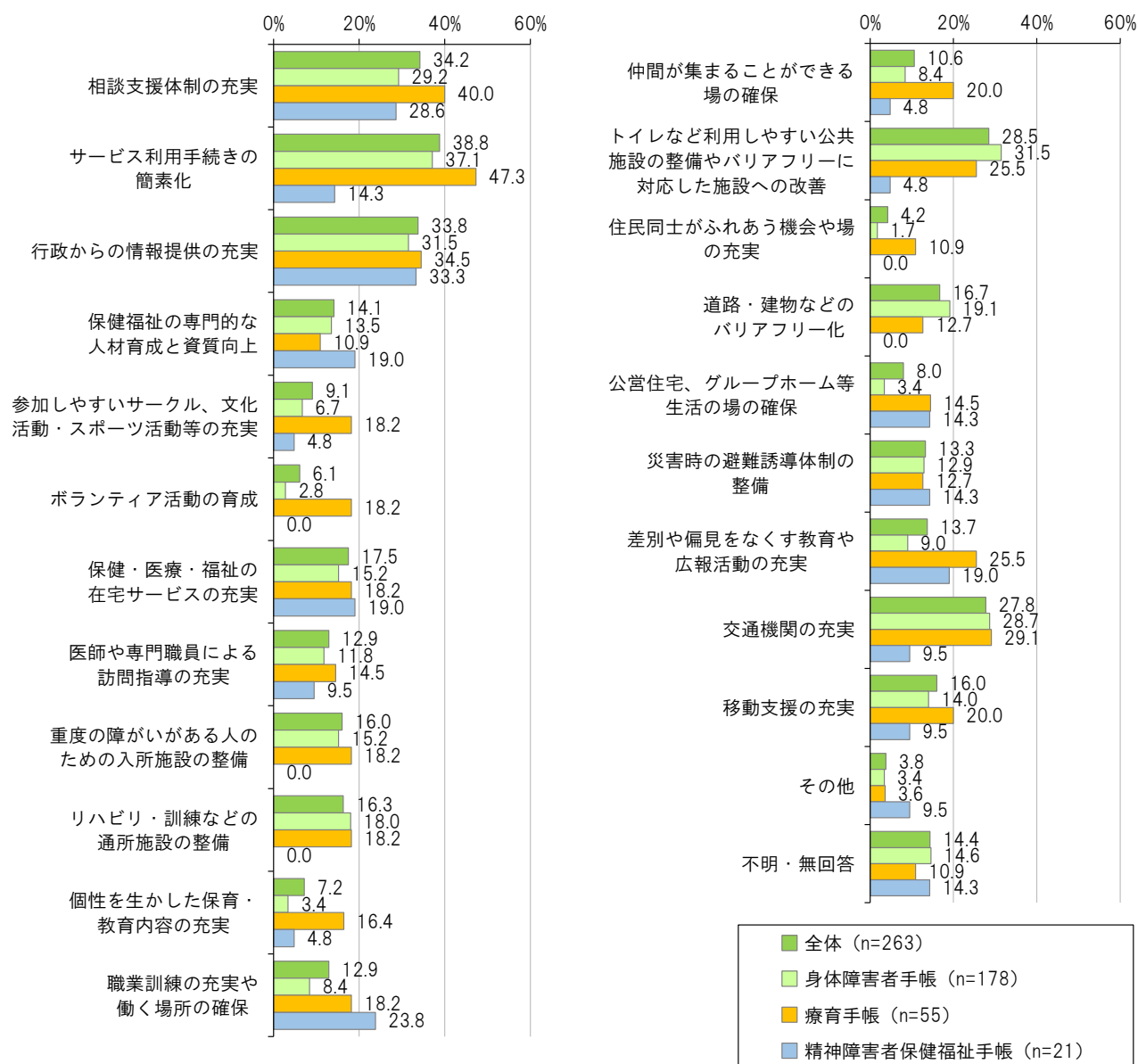
所持手帳種類別にみると、すべての種別で「できる」が最も高くなっています。



問：高原町が、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりを進めていくために、
どのようなことが必要だと思いますか。

高原町が、障がいのある人にとって暮らしよいまちづくりを進めていくために必要なことについてみると、「サービス利用手続きの簡素化」が38.8%と最も高く、次いで「相談支援体制の充実」が34.2%、「行政からの情報提供の充実」が33.8%となっています。

所持手帳種類別にみると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「行政からの情報提供の充実」、それ以外の種別では「サービス利用手続きの簡素化」が最も高くなっています。



2 関係団体・事業所ヒアリング調査

町内で活動している福祉関係団体及び町内の福祉サービス事業所、一般事業所に対し、本町における障がい者施策の状況や今後の課題について伺うヒアリング調査を行いました。以下に結果の概要をまとめています。

(1) 支援体制に関する意見

障がいのある人の高齢化が進んでおり、親なき後の支援体制や介護保険サービスとの連携が必要だと感じる。

保護者同士の交流だけでなく、相談に対して的確な助言や支援につなげることができる専門職の確保も重要。

障がいのある人を支援につないでも、その後どのような支援がされているのか共有されていないため、つなぎ役としての対応に活かすことができない。

ひきこもりの傾向がある人が多くなっているように感じる。保護者からの相談が多い。

事業所間で連携する機会がないので、他の事業所での対応や支援の方法を参考にできるとよい。

サービスの種類や利用方法がわからず困っている人もいる。福祉マップのような、サービスの種類や町内の事業所、利用方法がわかるものがあるとよい。

本人ではなく、家族の問題になると踏み入れることができず、どうすればよいかわかることも多い。

障がいのある子どもの支援について、幼稚園や健診等から支援につながるケースが多い。当事者だけでなく、保護者を含めた支援も必要。

(2) 就労の促進に関する意見

一般事業所においても、本人のできることでないことを理解しながら、働くことの喜びを感じられる環境づくりが必要だと思う。

一人ひとりにはやりたいことや得意なことがある。就労においても得意分野の作業を分担できれば力を発揮でき、本人の励みになる。

障がいのある子どもの保護者は、将来のことを心配されていることが多い。支援については、保護者ともよく話をし、成人した先も困らないように訓練や支援を行うようにしている。

就労にあたっては、本人や保護者とも連絡を取り合っている。本人だけでなく家族とのコミュニケーションも重要。

チームで仕事をしているので、お互いの理解が必要不可欠。責任のある仕事でも、協力すればできるようになれるし、年数がたてばできることも増える。

雇用者同士で障がいのある人の雇用について悩みや困りごとを共有できる機会があるとよい。

(3) 地域とのかかわり・安心して生活できる環境整備に関する意見

日常の見守り活動において、障がいのある人の情報共有やいざというときの対応にもできること、できないことがある。

団体の活動においては、会員の高齢化や新規加入者の減少が課題。

新型コロナウイルス感染症の流行後、地域でのイベントや顔を合わせての活動が停滞してしまっている。

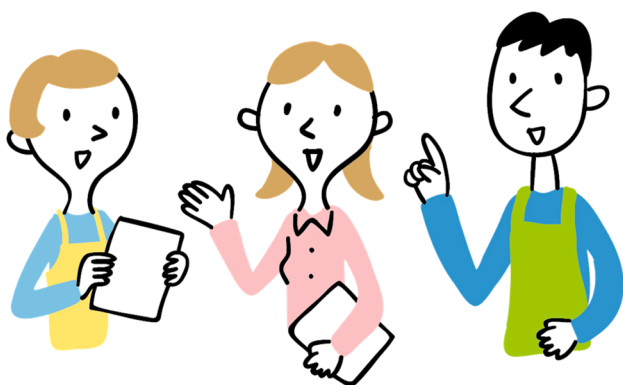
災害の発生時などは、障がいのある人の対応は地域の協力が必要となる。地域のつながりが薄れているのは非常に課題だと感じる。

地域の理解を深めたり、障がいの有無にかかわらず地域で共生していくためには、ふれあいや交流の機会を設けていく必要がある。

道路の小さな段差等でも車いすの人には通行が困難だったり、交通手段がないため、家にこもりがちになってしまっている人もいる。バリアフリー化や移動支援などが必要。

障がいがあっても、周囲に知られたくないという人もいて対応が難しい。そういった人は支援やサービスの利用につながっていない。

発達障がいに対する偏見や、福祉サービスを利用することへの抵抗感の解消をしていく必要がある。また、困っていることに的確にアプローチしていくことも大切だと感じる。



第4章 障がい者計画の取組状況

第4章では、令和5年度までを計画期間とした「第2期高原町障がい者計画」における主な取組状況をまとめています。

1 障がいに関する理解や啓発・広報活動に関する取組

- 障がいのある人が制作した作品等の展示を役場庁舎で実施し、障がいに対する理解・啓発を図りました。
- 精神障がいのある人への理解を深めるため、県と西諸圏域の市町で連携し、精神保健福祉大会を開催しました。
- 西諸圏域の市町で運営するにしもろ基幹相談支援センターによる巡回相談を町内で実施し、障がいのある人やその介助者の相談支援、災害時における要支援者の避難所受け入れ訓練を行いました。
- 社会福祉協議会を中心として、学校での福祉教育や地域での福祉体験活動を行いました。

2 福祉サービスの充実に関する取組

- 個別相談や産後ケアの充実、乳幼児健康診査、保育所訪問等の実施を通して、妊娠から出産、育児までの切れ目のない支援の構築に向けて取り組みました。
- 障害者手帳の交付時等に利用できる福祉サービスや優遇措置等の説明を行い、それぞれの状況に応じた支援を提供できるよう制度の周知等を行いました。
- 地域生活拠点施設の整備について、圏域単位で検討を行い、利活用に向けて整備を図りました。

3 教育・育成の充実に関する取組

- 乳幼児健康診査や4・5歳児成長発達調査において、専門の職員等による保護者への相談支援を行い、発達面の課題を早期に発見することで、就学までの継続した支援を行いました。
- 保健師による療育相談や相談支援事業所等と連携し、必要な療育サービスの提案や支給決定を行いました。
- 医療的なケアが必要な児童について、医療、福祉、保健、教育・保育等の各分野において協議する場を設け、個別に必要な対応等の検討を行いました。
- 特別支援学級については、各学校と連携し必要な学級数を確保するとともに、個別の支援が必要となる子どもたちへの教育の機会の確保のために特別支援教育支援員を配置しました。
- 障がいのある子どものキャリア教育として、福祉施設の職場体験等を行いました。

4 雇用・就労・社会参加に関する取組

- ハローワーク等と連携し、障がいのある人のための就職説明会などの広報を行いました。
- ひきこもり等により就職に悩まれている人向けに、専門の相談員によるひきこもり相談会を実施しました。
- 年度ごとに「高原町障害者就労施設等からの物品等の調達の方針」の見直しを行い、障害者支援施設等からの優先的な調達を実施しました。
- 高原町スポーツ推進委員連絡協議会主催でニュースポーツ研修及び普及活動を行いました。

第5章 障害福祉サービスの状況

1 成果目標の状況

第6期高原町障がい福祉計画・第2期高原町障がい児福祉計画において、令和5年度末を目標年次とした成果目標を設定しています。令和4年度時点の進捗状況は次のとおりです。

成果目標	項目	令和5年度 目標値	令和4年度 実績
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	2人	1人
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を西諸圏域にて共同設置の方向で検討	圏域で設置	圏域で設置
(3) 地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等の設置	圏域で設置	圏域で設置
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	1人	0人
	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	1人	0人
	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	0人
	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	1人	1人
	就労定着支援事業の利用者数	1人	0人
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までの、児童発達支援センターの設置	圏域で設置	圏域で設置
	令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	構築	構築
	令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で確保	圏域で確保
	令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	圏域で設置	圏域で設置
	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	配置	配置
(6) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	圏域で確保	圏域で確保
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築	未構築

2 障害福祉サービス(活動指標)の状況

※令和5年度は見込値

(1)障害福祉サービス

訪問系サービス							
項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
居宅介護	計画値	14人	332時間	14人	332時間	14人	332時間
重度訪問介護							
同行援護							
行動援護	実績値	11人	171時間	10人	114時間	10人	533時間
重度障害者等包括支援							

※月あたり利用人数・利用時間

日中活動系サービス							
項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
生活介護	計画値	42人	820人日	43人	841人日	44人	861人日
	実績値	42人	775人日	43人	738人日	42人	759人日
自立訓練 (機能訓練)	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
自立訓練 (生活訓練)	計画値	14人	180人日	14人	180人日	14人	180人日
	実績値	1人	21人日	3人	18人日	3人	32人日
就労移行支援	計画値	3人	66人日	3人	66人日	3人	66人日
	実績値	3人	61人日	5人	51人日	3人	55人日
就労継続支援 (A型)	計画値	2人	46人日	2人	46人日	2人	46人日
	実績値	0人	0人日	1人	4人日	1人	1人日
就労継続支援 (B型)	計画値	33人	608人日	34人	627人日	35人	646人日
	実績値	39人	596人日	43人	586人日	35人	611人日
就労定着支援	計画値	1人		1人		1人	
	実績値	0人		0人		0人	
療養介護	計画値	4人		4人		4人	
	実績値	4人		4人		4人	
短期入所 (福祉型)	計画値	4人	28人日	4人	28人日	4人	28人日
	実績値	4人	5人日	5人	11人日	4人	19人日
短期入所 (医療型)	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

※月あたり利用人数・人日

居住系サービス				
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	0人
共同生活援助	計画値	20人	21人	22人
	実績値	22人	21人	23人
施設入所支援	計画値	18人	18人	19人
	実績値	18人	17人	14人

※月あたり利用人数

相談支援				
項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	計画値	9人	10人	11人
	実績値	22人	23人	23人
地域移行支援	計画値	0人	0人	1人
	実績値	1人	0人	0人
地域定着支援	計画値	0人	0人	1人
	実績値	0人	0人	0人

※月あたり利用人数

(2) 地域生活支援事業

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	計画値	無	無	無
	実績値	有	無	無
自発的活動支援事業	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	無
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
相談支援機能強化事業	計画値	無	無	有
	実績値	有	有	有
住宅入居等支援事業	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	0人
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	無

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
意思疎通支援事業 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣	計画値	1人		1人		1人	
	実績値	0人		0人		0人	
意思疎通支援事業 手話通訳者設置事業	計画値	0人		0人		1人	
	実績値	0人		0人		0人	
日常生活用具給付事業 介護訓練支援用具	計画値	1人		1人		1人	
	実績値	5人		1人		1人	
日常生活用具給付事業 自立生活支援用具	計画値	2人		2人		2人	
	実績値	6人		2人		3人	
日常生活用具給付事業 在宅療養等支援用具	計画値	1人		1人		1人	
	実績値	1人		1人		1人	
日常生活用具給付事業 情報・意思疎通支援用具	計画値	1人		1人		1人	
	実績値	2人		1人		0人	
日常生活用具給付事業 排泄管理支援用具	計画値	340人		352人		364人	
	実績値	356人		317人		351人	
日常生活用具給付事業 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	計画値	1人		1人		1人	
	実績値	1人		0人		0人	
手話奉仕員養成研修事業 養成講習修了人数	計画値	2人		2人		2人	
	実績値	0人		0人		0人	
移動支援事業	計画値	3人	100時間	3人	100時間	3人	100時間
	実績値	1人	12時間	2人	95時間	2人	122時間
地域活動支援センター (Ⅰ型)※圏域利用含む	計画値	1か所	2人	1か所	2人	1か所	2人
	実績値	1か所	1人	1か所	1人	1か所	1人
地域活動支援センター (Ⅱ型)※圏域利用含む	計画値	1か所	5人	1か所	5人	1か所	5人
	実績値	0か所	0人	0か所	0人	0か所	0人
地域活動支援センター (Ⅲ型)※圏域利用含む	計画値	1か所	5人	1か所	5人	1か所	5人
	実績値	0か所	0人	0か所	0人	0か所	0人
日中一時支援	計画値	4か所	4人	4か所	4人	4か所	4人
	実績値	2か所	3人	2か所	3人	2か所	3人
自動車運転免許取得助成	計画値	1件		1件		1件	
	実績値	0件		0件		0件	
自動車改造助成	計画値	1件		1件		1件	
	実績値	0件		0件		0件	

※年間利用人・利用件数・利用時間

(3)障害児通所支援等事業

項目		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
児童発達支援	計画値	18人	120人日	19人	128人日	20人	136人日
	実績値	18人	51人日	20人	133人日	26人	222人日
医療型児童発達支援	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画値	18人	225人日	19人	240人日	20人	255人日
	実績値	18人	221人日	17人	248人日	26人	316人日
保育所等訪問支援	計画値	18人	8人日	18人	8人日	18人	8人日
	実績値	17人	6人日	12人	7人日	6人	6人日
居宅訪問型児童発達支援	計画値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
障害児相談支援	計画値	6人		7人		8人	
	実績値	9人		9人		16人	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画値	0人		0人		1人	
	実績値	1人		1人		1人	

※月あたり利用人・人日



第6章 現状を踏まえた今後の課題

1 障がいに対する理解や配慮の促進

- 差別や偏見、疎外感を感じた経験について、アンケート結果では「ある」「少しある」と答えた人は、全体では3割程度となっています。しかし、手帳種別でみると精神障害者保健福祉手帳所持者で「ある」「少しある」が高くなっています。様々な場面において、障がいや障がいのある人への理解を深める取組が必要不可欠です。
- 誰もが発症する可能性がある精神疾患や精神障がいへの正しい理解を育み、認め合い助け合う共生社会の実現に向け、近隣市町と連携した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、法律・制度の周知や啓発、また福祉教育に取り組むことが重要です。
- 障害者差別解消法の改正に伴い民間事業者も合理的配慮の提供義務が課せられたことにより、今後は町内企業など、より一層障がいのある人への理解が求められます。事業所など、合理的配慮の提供を求められる対象に向けた情報発信が必要となります。
- 身体、療育、精神でそれぞれ情報の入手先が異なっているため、手段や媒体によって情報の偏りがなく広く情報発信の手段や内容を充実させていく必要があります。また、障がいのある人が必要なときに必要な情報を得やすい環境づくりや、広報誌やホームページ等を見やすく読みやすいよう配慮のうえで提供していく必要があります。

2 安心して生活できる環境の整備と生活支援の充実

- アンケート結果では、今後のまちづくりに必要な支援について、「サービス利用手続きの簡素化」「相談支援体制の充実」「行政からの情報提供の充実」が多くなっています。支援を必要としたときに、切れ目なくサービス利用へとつながるよう、わかりやすい情報提供や柔軟な窓口対応の実施を行うとともに、にしろ基幹相談支援センターや中核機関にしろろ地区権利擁護推進センター等との積極的な連携による支援体制が必要です。
- 子育て支援や高齢者福祉分野は、障がい者福祉分野と非常にかかわりが深く、今後の障がい児福祉サービスのニーズの増加や障がいのある人の高齢化に伴って、分野横断的な連携体制が一層重要になります。
- 障がいのある人が、安心して暮らしていくためには、行政、医療、保健、介護、住まい、社会参加の分野において、連携した支援体制の構築を進めていく必要があります。関係団体・事業所ヒアリングでは、自立支援協議会の開催をはじめとする事業所間の情報共有の機会を求める意見が多くあげられました。関係機関との連携強化を図り、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスを提供することが重要です。
- 全国的に豪雨や水害といった災害が激甚化しているなかで、アンケート結果では災害時の避難が「できない」と答えた人が約1割となっています。災害の備えから災害発生時まで、支援が必要な人を適切にサポートできる体制の整備や避難所での生活における適切な配慮が必要です。

3 障がい児支援の充実

- 本町では子どもの数は減少していますが、放課後等デイサービスの利用者等は、増加傾向にあります。今後も支援を必要とする子どもが、就学前から卒業後にわたって切れ目のない支援を受けることができるよう、行政と町内のサービス事業者、学校等が連携していく必要があります。
- 障がいがある子どもの子育てに関するニーズや困りごとが多様化しているため、相談支援の充実や教職員向けの研修実施を通じた職員の質の向上を図っていく必要があります。

4 多様な社会参加への支援

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加でき相互理解を深める機会であるスポーツや文化芸術活動について、障がい福祉に対する理解・啓発と併せ、地域全体での参加促進に向けた取組が必要です。
- 障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備に向けて、就労相談から定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、企業等への理解の促進を図ることが必要です。
- 一般の事業所におけるヒアリングでは、障がいのある人の雇用に関する困りごとへの対応の難しさが聞かれました。障がいのある人が安心して就労できるよう、また、雇用者や共に働く就労者が障がいに関する理解を深めながら共に働くことができるよう、雇用側、就労側それぞれに対する相談支援や情報共有が必要です。



第7章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法は、地域社会における共生等として、全ての障がいのある人が「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」、「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」、「可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」の3つを定めています。

本計画では、この共生の考え方を踏まえつつ、障がいのある人もない人も地域でともに生活する「地域共生社会」の実現を目指すため、基本理念を「障がいのある人もない人も 互いに手を取りいきいきと共に生きる 福祉のまちづくり」とします。

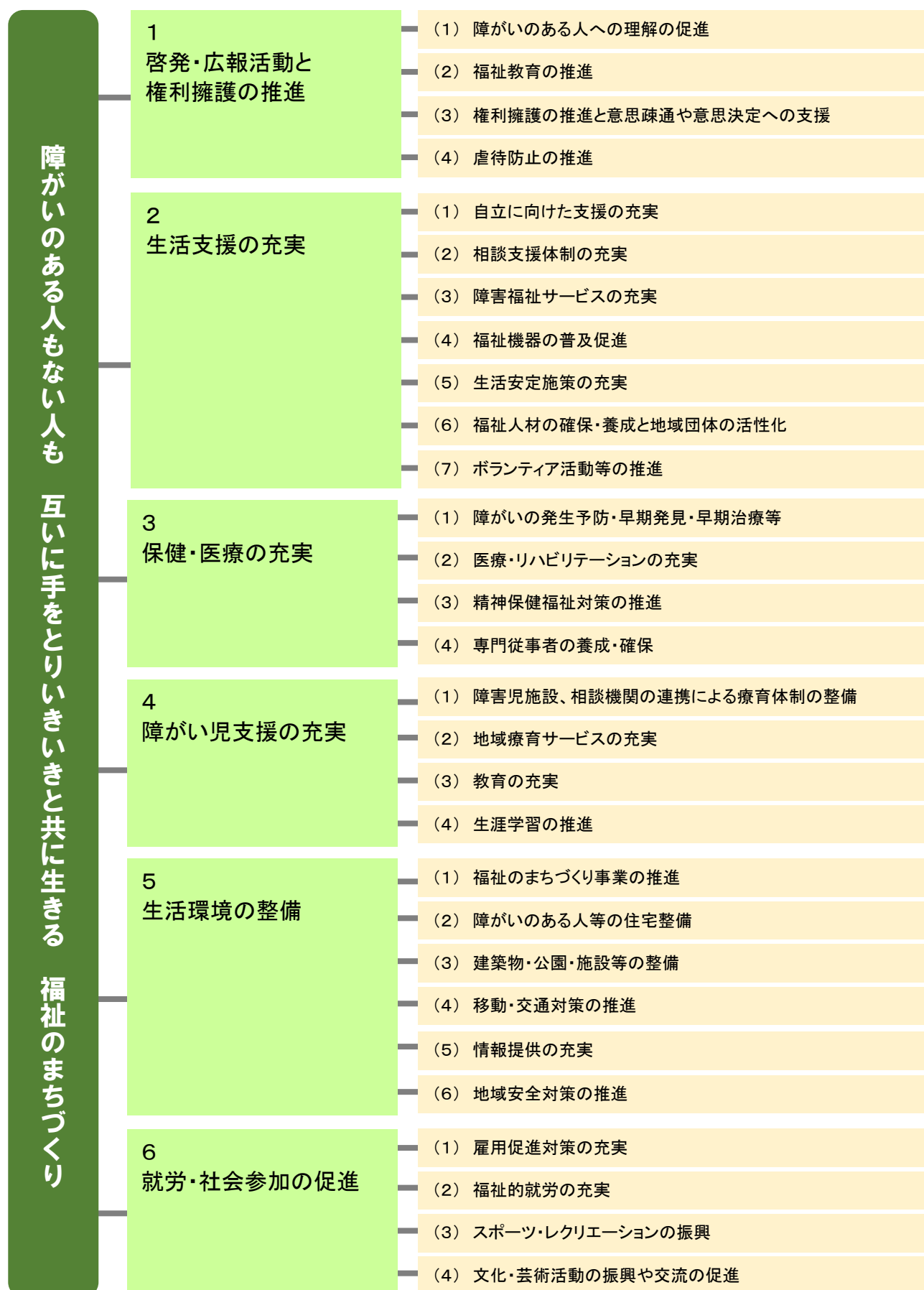
障がいのある人もない人も

互いに手を取りいきいきと共に生きる

福祉のまちづくり



2 施策の体系



第8章 施策の展開（障がい者計画）

1 啓発・広報活動と権利擁護の推進

広報活動や福祉教育を通じてノーマライゼーション意識の普及啓発と障がいのある人に対する理解の促進を進めるとともに、合理的配慮の普及に努めます。また、障がいのある人への虐待防止や権利擁護に関する取組を推進するとともに、選挙における投票に関する支援・配慮の充実に努めます。

(1) 障がいのある人への理解の促進	担当課
① 町のホームページ、「広報たかはる」や「社協だより」の活用を図りながら、障がいのある人に対する理解に向けた、啓発・広報活動を積極的に展開します。	福祉課
② 障がいのある人に関する啓発週間・月間等の趣旨が正しく理解され、有意義なものとなるよう、啓発・広報を推進します。	福祉課
③ 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるイベント等の開催を通して、地域交流と障がいのある人への理解の場の拡大・充実に努めます。	福祉課
④ ヘルプマークの周知と普及に向けて、関連行事でのチラシ配布等で情報発信に取り組みます。	福祉課
⑤ 町職員が地域の中で障がいに対する理解と配慮の提供を率先して取り組むことができるよう、研修への参加や窓口対応での配慮を行うなど、資質の向上を図ります。	福祉課



(2) 福祉教育の推進		担当課
①	児童の福祉体験活動への参加の機会提供の拡大に向け、学校教育における交流教育等の取組を推進するとともに、社会福祉協議会と連携し、地域活動を通じた住民の福祉活動体験への参加をさらに推進します。	教育総務課
②	学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解の促進や、障がいの有無にかかわらず児童生徒が互いに交流したり、通常の学級で共に学ぶインクルーシブ教育に関する情報収集と検討を行い、見守り支え合う心を持った児童生徒の育成を図ります。	教育総務課
(3) 権利擁護の推進と意思疎通や意思決定への支援		担当課
①	にしもろ地区権利擁護推進センターと連携し、成年後見制度の利用促進や金銭管理に関する援助など、権利擁護支援の充実を図ります。	福祉課
②	コミュニケーション確保の観点から、関係団体と協力して、点訳奉仕員・朗読奉仕員、手話奉仕員等の養成・確保や町広報誌の録音データ作成などの取組を推進します。	福祉課
③	選挙等における基本的な権利行使にあたっては、障がいのある人の特性に配慮した十分な情報提供が行われるように努めます。	総務課
(4) 虐待防止の推進		担当課
①	民生委員・児童委員をはじめとする関係団体等との連携により、障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見を図ります。	福祉課
②	介助者や保護者が悩みを抱え込まないよう、同じ立場の人たちが交流・相談できる機会を設けます。	福祉課

2 生活支援の充実

障がいのある人が抱える生活課題の多様化への対応や一人ひとりの状態にあわせたきめ細かい支援を行えるよう、相談支援体制の充実、関係機関や事業所の連携体制を構築します。また、障害福祉サービスの安定した供給に努めます。

福祉人材の育成を進めるとともに、民生委員・児童委員の活動に必要な情報共有や福祉ボランティア活動促進など、障がいのある人を支える担い手の確保・育成に努めます。

(1) 自立に向けた支援の充実		担当課
①	生活訓練及び機能訓練など、障がいのある人の自立と社会参加を目的としたサービスの利用意向がある人に対し地域移行を見据えて支給を行います。また、就労移行サービスなどの提供などと併せて、障がいのある人の社会活動への参加を、より身近で充実したものにできるよう努めます。	福祉課
②	障がいのある人を支援する団体・事業所・行政をはじめとする関係機関同士での連携を強化し、情報共有や支援方策の検討を定期的に行うことで、それぞれが持つ「支援の難しさ」の解消やより柔軟な支援体制の構築を推進します。	福祉課
(2) 相談支援体制の充実		担当課
①	障がいのある人が適切なサービスを選択し利用することができるよう、相談支援事業所と連携し、サービス等利用計画の作成支援を行います。	福祉課
②	地域での身近な相談先である民生委員・児童委員と連携し、適切な情報共有のもと、訪問や身近な場所から気軽に相談でき、支援につながる体制づくりに努めます。	福祉課
③	障がい児福祉に関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった小中学校に配置される相談員と、また、障がいのある高齢者に関しては、地域包括支援センターと連携し、必要に応じて適切に障がい福祉の支援につながる連携体制の充実を図ります。	福祉課 教育総務課

(3) 障害福祉サービスの充実		担当課
①	地域や家庭の中で安心して生活ができるよう、居宅介護、生活介護、短期入所をはじめとする在宅福祉サービスの充実を図ります。	福祉課
②	国の制度である更生医療の給付、補装具の交付、日常生活用具の給付等について、活用に向けたサービスの周知とニーズに合わせた品目の見直し等を行います。	福祉課
③	障がい児に対する相談・早期発見・早期治療・早期療育等に向けて、関係課や児童相談所、保健所等の情報共有・連携体制を構築し、切れ目のない支援体制を構築します。	福祉課 教育総務課 健康課
④	身体障害者手帳の対象とならない難病等患者に対する福祉サービスについて、関係機関と連携を図りながら柔軟な対応に努めます。	福祉課
⑤	施設入所の決定にあたっては、関係機関との連携を図り、本人の能力や適性を十分に活かすことができる施設の選択に努めます。	福祉課
⑥	支給決定において、本人の意向に沿った施設の選択や生活ができるよう支援を行い、入所後においてもモニタリング等を通して本人の状況把握と継続した支援に努めます。	福祉課
⑦	障害福祉サービスを利用していた人が、65歳になった際に、介護保険サービスへ円滑に移行できる共生型サービスの創設に向けて、制度の周知や指定に係る適切な助言を行います。	福祉課
(4) 福祉機器の普及促進		担当課
①	各種イベントの利用や広報誌等による情報の提供や窓口への福祉機器のチラシ等の設置を通して、福祉機器に関する周知を進めます。	福祉課
②	広く対象者への周知を図るとともに、利用しやすいよう手続き面でも配慮を心がけ、制度の適切な実施に努めます。	福祉課

(5) 生活安定施策の充実		担当課
①	年金・手当等の給付の推進 ア 国民年金（障害基礎年金）については、窓口等での周知を図るとともに、民生委員・児童委員等の協力を得て、制度の周知に努めます。 イ 在宅障がい児を扶養している保護者等の経済的負担を軽減するため、特別児童扶養手当の給付制度の周知を図り、適正な関連事務に努めます。 ウ 重度の障がいのある人を介護している家庭の経済的負担を軽減するため、特別障害者手当や障害児福祉手当の給付制度の周知を図り、適正な関連事務に努めます。 エ 保護者が死亡または重度障がいになったときに年金が支給される心身障害者扶養共済制度の加入促進に努めます。	福祉課
②	諸制度の活用促進 ア 重度心身障がい者の健康の保持増進、また、介護している家族等の経済的負担を軽減するため、その医療費に係る自己負担金の一部を助成し、障がいのある人及び家族等の福祉の向上を図ります。 イ 自動車税の減免など障がいのある人に対する税の優遇措置や交通機関運賃割引、有料道路の通行料金割引、NHK 受信料の減免等経済的負担の軽減を図るため、諸制度の周知と活用促進に努めます。	福祉課 税務会計課
(6) 福祉人材の確保・養成と地域団体の活性化		担当課
①	社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の確保及びホームヘルパー等の確保や資質の向上のため、研修等への参加を関係団体へ積極的に働きかけます。	福祉課
②	身近な相談先や支援へのつなぎ手となる、民生委員・児童委員等の活動の活性化に向け、地域の情報や支援方針の共有を行うことで、支援につながりやすい環境づくりを進めます。	福祉課

(7) ボランティア活動等の推進		担当課
①	高原町社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの組織強化と行政におけるボランティア活動の広報やボランティア団体間の連携や情報共有の支援を行い、活動しやすい環境づくりを進めます。	福祉課
②	ボランティア団体やNPO 法人、地域の活動団体におけるリーダーの養成や情報交換の場の整備に努め、地域で活動する担い手の育成と連携強化の機会づくりに向けて、高原町社会福祉協議会と連携しながら検討します。	福祉課 産業創生課

3 保健・医療の充実

障がいの発生予防や早期発見、重度化の防止のため、定期的な健康診査や健康に関する相談を行うとともに、適正な医療や福祉につながる仕組みの構築を進めます。

(1) 障がいの発生予防・早期発見・早期治療等		担当課
①	健康・教育の相談をはじめ、乳幼児健康診査等の実施と診査後の経過観察や事後指導についての充実を図り、関係機関と連携した妊婦等へのきめ細かな産前・産後・育児にわたる育児相談・療育相談等の母子保健福祉施策に取り組みます。	健康課
②	精神障がいなどを含めて、様々な障がいの原因となる疾病等の発生予防・早期発見に向けた情報提供を町の広報誌等で行います。	福祉課 健康課
③	障がい児及びその保護者に対して適切な助言・指導が行えるよう、研修への参加など、専門的知識と技術の向上を図り、母子保健推進員の活動を推進します。	健康課
④	障がいの可能性が見られるような段階から、悩みや不安の解消に向けて、障がい児福祉サービスの情報提供や医療機関とも連携しながら相談指導体制の充実に努めます。	福祉課 健康課

(2) 医療・リハビリテーションの充実		担当課
①	障がいのある人のリハビリテーションの充実に向けてニーズの把握に努めるとともに、医療機関や障害者支援施設等と連携しながら、総合的なリハビリテーションの徹底を図ります。	福祉課 健康課
②	自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付、補装具の交付をはじめ、日常生活用具における給付メニューの充実を図るとともに、重度心身障害者医療費助成事業による医療費の軽減など、各種助成制度の情報提供に努めます。	福祉課
③	医療的ケアが必要な重度障がいのある人や医療的ケア児の支援に向けて、医療機関や事業所、学校等と連携した支援体制の検討を行うほか、圏域での連携したサービス供給体制の確保に努めます。	福祉課 健康課 教育総務課

(3) 精神保健福祉対策の推進		担当課
①	精神障がいのある人の社会復帰・自立支援に向けて、町民の理解と協力が得られるよう、正しい知識の普及と啓発に努めるとともに、当事者団体の活動の支援を行います。	福祉課 健康課
②	保健所等と連携を図り、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の制度の周知に努めるとともに、精神障がいのある人の適切な医療の確保を図ります。	福祉課
③	精神障がいのある人の社会復帰に対する支援策や精神保健福祉に関する相談窓口等の充実を図ります。	福祉課 健康課

(4) 専門従事者の養成・確保		担当課
①	保健師、看護師、栄養士等の養成・確保を促進し、専門職に対する各種研修の充実を図ります。	福祉課 健康課
②	医療施設等の理学療法士、作業療法士の確保を促進するとともに、養成施設や医療施設との連携強化に努めます。	健康課

4 障がい児支援の充実

多様化する障がい児支援のニーズに対応できるよう、相談等の支援体制の充実に努めるとともに、保育・教育機関や事業所等と連携し、就学前から卒業後までを見据えた、切れ目のない支援の推進に努めます。

障がい児一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、障がいの有無にかかわらず子どもたちがともに学ぶことができる環境の整備に取り組みます。また、誰もが生涯を通じて学ぶ機会を得られるよう、生涯学習の機会の充実に取り組みます。

(1) 障害児施設、相談機関の連携による療育体制の整備		担当課
①	障がい児の早期療養に向けて、福祉・保健・医療・教育等の関係機関による療育のための連携を強化するとともに、障がい児と保護者が身近なところで継続的に療育を受けることができるよう、伴走支援に向けた体制強化に努めます。	福祉課 健康課 教育総務課
②	相談支援事業の活用や保健師等の専門職の連携強化を通じて、在宅医療等に関する相談、各種サービスの提供の助言・指導体制の充実に図ります。	福祉課 健康課
(2) 地域療育サービスの充実		担当課
①	障がい児に対する早期療育は、心身の発達を促すうえで重要であることから、認定こども園や保育所等における受け入れの促進に努めるとともに、保護者等からの相談対応や助言を行います。	健康課
②	保育士等に向けた知識・技術習得の機会を設けることで、障がいの特性等に応じた保育を基本として、集団保育により社会性を身につけるなど、障がい児保育の充実に努めます。	健康課
③	児童相談所や保健所等の関係機関と連携を図りながら、障がい児を持つ保護者ができるだけ早い時期から幼児に対する理解・認識を深め、本人や保護者に寄り添いながら支援していく体制づくりを進めます。	福祉課 健康課 教育総務課
④	早期発見・早期対応や切れ目のない支援体制の構築に向けて、関係課の連携強化や支援に向けた検討を通して、福祉、保健、医療、教育等の各分野における施策や支援が一貫して機能するよう努めます。	福祉課 健康課 教育総務課

(3) 教育の充実		担当課
①	一人ひとりの教育的ニーズに応じた一貫した支援を推進するとともに、特別支援学級の適正配置や特別支援学級担当教員等の研修参加による資質の向上に努めます。	教育総務課
②	重度・重複化した障がい児への支援について、関係機関との連携を図りながら適切な診断、適切な指導の工夫・改善に努めます。	教育総務課
③	保育所等と小学校において、就学後も本人の特性に合わせた一貫した支援が行えるよう、保育要録や就学時健診の情報共有等により連携を図ります。	健康課 教育総務課
④	障がいの有無にかかわらず、子どもたちがお互いへの正しい理解を深め、共生の心を育むため、小・中学校の児童・生徒や福祉施設等と共同での学習活動や生活体験などのふれあう機会を設けます。	教育総務課
⑤	障がい児が安心して学校生活が送れるよう、スロープ・手すり・バリアフリートイレの設置など、障がいに配慮した学校の設備整備に努めます。	教育総務課
⑥	障がい児の就職支援として、福祉施設や町内事業所と連携した職業体験や職場見学の機会を設けます。また、農福連携による農業分野で活躍できる場の創出を図ります。	福祉課 産業創生課 農政林務課
⑦	発達障がいと診断されている、またはその可能性がある子どもを育てる保護者等の育児への不安を和らげるため、保護者が相談しやすい環境を整えると同時に、ペアレント・トレーニング等の実施について検討します。	健康課

(4) 生涯学習の推進		担当課
①	各種の生涯学習について、障がいのある人の多様な学習ニーズを十分に踏まえながら、障がいのある人の学習機会の拡大に努めます。	教育総務課
②	障がいのある人の生涯学習への積極的な参加促進を図るため、生涯学習に関する啓発・広報、情報提供及び相談窓口の充実を図ります。	教育総務課 福祉課

5 生活環境の整備

障がいのある人が安全・安心に地域で生活していくために、公共施設や地域の環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を通じた福祉のまちづくりを推進するとともに、移動支援の充実に努めます。

また、生活に必要な様々な情報を適切に得ることができるよう、障がいのある人に配慮した情報発信を充実させるとともに、災害発生時の対応強化や犯罪被害の防止に取り組みます。

(1) 福祉のまちづくり事業の推進		担当課
①	障がいのある人が社会参加しやすい環境を整備するため、公共施設などについては、自動ドアやスロープ、バリアフリースイレや表示板の設置等、障がいのある人等の利用に配慮した施設整備・改善を進め、全ての町民が住みよい総合的な福祉のまちづくりを進めます。	建設水道課 総務課 教育総務課 産業創生課
②	障がいのある人や高齢者等に配慮した歩道の設置や段差の解消、スロープや点字ブロックの設置などバリアフリー化された道路・歩道の整備に努めます。	建設水道課
(2) 障がいのある人等の住宅整備		担当課
①	町営住宅の整備の際にスロープ及び手すりの設置、床の段差解消等、障がいのある人や高齢者の利用を考慮した仕様による整備を推進し、入居にあたっては、引き続き障がいのある人等が優先的に入居できるよう配慮します。	建設水道課
(3) 建築物・公園・施設等の整備		担当課
①	不特定多数の人が利用する民間建築物や公共施設が、障がいのある人等にとって利用できるものになるよう、関係機関と連携を図りながら積極的に指導・助言・各種啓発・広報活動を実施します。	建設水道課 産業創生課
②	バリアフリースイレ等の設置、障がい者専用の駐車スペースの確保等、バリアフリー化を推進し、憩いや交流の場及び心身の健康増進の場として十分な機能が果たせるよう公園施設等の整備を促進します。	建設水道課 産業創生課
③	県が制定した「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の一層の推進に努めます。	福祉課

(4) 移動・交通対策の推進		担当課
①	公共交通機関の割引制度、有料道路の通行料金割引制度、自動車運転免許取得及び自動車改造に対する助成制度、自動車税・取得税減免措置制度、特別駐車許可等の制度の周知や手続きの対応を行い、積極的な活用促進を図ります。	福祉課 税務会計課
②	障がいのある人等に配慮した交通環境の改善に向けて、公共交通機関の整備等に取り組みます。	福祉課 総合政策課
③	障がいのある人や幼児・高齢者等に対する交通安全知識の普及を促進するとともに、道路利用者に対して、障がいのある人等に配慮した交通安全意識の醸成を図ります。	福祉課 総務課

(5) 情報提供の充実		担当課
①	障がいのある人が必要とする支援やサービス、社会参加の機会について、「広報たかはる」や「社協だより」、ホームページ等を活用し、情報発信を進めます。	福祉課 総合政策課
②	令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得において格差が出ないように、障がいのある人に配慮した情報発信や、手話言語やスマートフォンアプリ等のIT技術も活用したコミュニケーション手段の一層の充実に努めます。	福祉課 総合政策課
③	関係機関や事業所、団体との情報共有においては、障がいのある人や介助者の意向に十分配慮したうえで、高原町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正な管理に努めます。	福祉課

(6) 地域安全対策の推進		担当課
①	障がいのある人が犯罪や事故、消費者被害や特殊詐欺に巻き込まれることのないよう、被害を未然に防止する体制づくりや早期対応に向けた連携を行います。	福祉課 総務課
②	駐在所等との連携を図り、地域安全情報の提供を進め、いざというときには迷わず通報や相談をする意識の醸成に努めます。	福祉課 総務課
③	関係機関・団体との連携による防災訓練や自主防災組織による防災訓練等の実施を通じて、事故・災害発生時の対応強化を進めるとともに、地震や火山・水害等における迅速な状況把握と情報伝達及び避難誘導、被災後の支援を適切に実施できる体制を確立します。	福祉課 総務課

6 就労・社会参加の促進

町内事業所等と連携した障がいのある人の雇用促進に取り組むとともに、雇用者と障がいのある就労者がともに安心して就労が継続できるよう、支援体制の整備に努めます。また、障がいのある人のスポーツや文化芸術活動の促進やイベントの開催を通して、障がいのある人と社会の接点の拡大を図り、個性や能力を認め合う社会の土壌づくりに努めます。

(1) 雇用促進対策の充実		担当課
①	障がいのある人が希望する職業に就くことができるよう、町内や西諸圏域での連携のもと、障がいの種類及び程度に応じた適切な雇用・就業の場の確保に取り組みます。	福祉課 産業創生課
②	法定雇用率や障がいのある人を雇用するにあたっての課題や疑問への相談窓口など、雇用促進についての一層の啓発広報に努めます。	福祉課 産業創生課
③	障害者差別解消法の改正により令和6年から提供義務が拡大される合理的配慮について、必要な人に提供されるよう、配慮の具体例等の情報提供や相談体制の強化を図り、障がい者雇用の促進を図ります。	福祉課 産業創生課
④	就労している障がいのある人については、就労の状況把握に努め、継続して就労できる支援を行います。	福祉課 産業創生課

(2) 福祉的就労の充実		担当課
①	一般企業に向けた障がい者雇用に関する啓発や、雇用者・就労者双方の困りごとへの相談などを行い、障がいのある人の就労移行支援を促進します。	福祉課 産業創生課
②	福祉的就労に従事する障がいのある人の就労意欲を増進し、福祉的就労の場の安定的な運営を確保していくとともに、地域社会との連携を深めるため、福祉的就労による製品の販売・開発等を支援する体制の整備に努めます。	福祉課
③	福祉的就労の場の安定的運営と障がいのある人の自立に向けた支援の強化をより一層推進していくため、行政機関、障がい者支援施設、地域活動支援センター等の連携の強化を図ります。	福祉課

(3) スポーツ・レクリエーションの振興		担当課
①	障がい者スポーツ・レクリエーションの振興を図るため、体育館や公園など障がいのある人の利用に配慮したスポーツ・レクリエーション施設の整備に努めます。	教育総務課
②	共生社会への実現に向けて意識向上を図るため、パラスポーツの体験会等の開催を通して普及・啓発に取り組みます。	福祉課 教育総務課
③	障がいのある人がスポーツ・レクリエーションへ安心して参加できるようにするため、関係機関との連携を図り、各種指導員等の積極的な育成に努めます。	教育総務課
④	スポーツ・レクリエーション活動を実施するにあたっては、障がい種別等を超えた当事者間の交流や住民間の交流の促進が図られるよう、機会の確保に努めます。	福祉課 教育総務課
⑤	教育委員会や社会福祉協議会等の関係団体と連携し、障がい者スポーツ大会等を通して障がいのある人の社会参加を促進します。	福祉課 教育総務課

(4) 文化・芸術活動の振興や交流の促進	担当課
① 障がいのある人の文化活動の振興を図るため、生涯学習への参加の促進、音楽・映画・演劇・書道等の文化活動や各種イベント等への作品の出展の促進を図るなど、障がいのある人の文化活動の成果を発表する場を設けます。	福祉課 教育総務課
② 高原町身体障害者福祉協会が実施する各種事業の活性化に向けて、高原町社会福祉協議会が実施する研修の実施や運営の支援を行います。また、手帳交付時等に団体に関する情報提供や活動状況の広報等の支援を行います。	福祉課
③ 家族等が悩みを共有し、相談し合える機会の充実に努めます。また、障がいの有無にかかわらず町民同士が交流できる機会を設けるなど、幅広い活動や交流の促進の機会の充実にに向けて検討を行います。	福祉課



第9章 施策の展開（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）

1 成果目標の設定

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、そのうえで、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から <u>5%以上</u> 削減することを基本とする。

② 本町の考え方と目標

地域移行者数については、国の考え方に基づき、本町の実情を考慮したうえで1人とします。また、施設入所者数の削減についても、国の考え方に基づき、本町の実情を考慮したうえで削減数を1人と設定します。

項目	令和8年度目標値
令和4年度末の入所者数	14人
令和8年度末の入所者数	13人
削減見込み	1人
地域生活移行者数	1人



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとし、精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数、精神病床における 1 年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定することとされています。

① 本町の考え方

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、宮崎県が目標値を設定する項目であるため、本町独自の目標値設定は行いません。しかし、宮崎県の目標値を基本とし、本町においても入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進に取り組みます。

② 本町における関連する活動指標

項目	見込み値		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	0 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の年間参加者数	0 人	8 人	8 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	0 回	1 回	1 回
地域移行支援の精神障がい者の月間利用者数	1 人	1 人	1 人
地域定着支援の精神障がい者の月間利用者数	0 人	0 人	1 人
共同生活援助の精神障がい者の月間利用者数	5 人	5 人	5 人
自立生活援助の精神障がい者の月間利用者数	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）の精神障がい者の月間利用者数	1 人	1 人	1 人

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとされているほか、強度行動障がいの有する人のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障がい有する人への支援体制の整備	強度行動障がい有する人に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

② 本町の考え方と目標

地域生活支援拠点については、西諸圏域において1か所整備済みのため、今後、機能強化に向けて取り組んでいくこととします。

強度行動障がい有する人への支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や協議会等で検討を行います。

③ 本町における関連する活動指標

項目	見込み値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置か所数	圏域1か所	圏域1か所	圏域1か所
コーディネーターの配置人数	圏域1人	圏域1人	圏域1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度末までに一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することとされています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。
ア. 就労移行支援事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
イ. 就労継続支援A型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。
ウ. 就労継続支援B型事業	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
エ. 就労移行支援事業所の割合	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業所利用者数	令和3年度就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。

② 本町の考え方と目標

国の考え方に基づき、本町の実情を踏まえたうえで目標値を以下のとおり設定します。

項目	令和8年度目標値
一般就労への移行者数	2人
ア. 就労移行支援事業	0人
イ. 就労継続支援A型事業	0人
ウ. 就労継続支援B型事業	2人
エ. 就労移行支援事業所の割合	50%（1か所）
就労定着支援事業利用者数	1人
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	50%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	令和8年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

② 本町の考え方と目標

児童発達支援センターについては、西諸圏域において2か所設置済みのため、西諸圏域市町との連携のもと、機能の充実に努めます。

保育所等訪問支援の実施については、本町において利用できる体制を圏域において構築済みのため、適切な利用の促進に努めます。

重症心身障がい児を支援する事業所については、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスともに、西諸圏域で1か所設置済みとなっています。

西諸圏域において協議を行い、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るため協議の場を設置します。また、医療的ケア児支援に関するコーディネーターについては現在、西諸圏域において1名配置済みとなっています。

項目	令和 8 年度目標値
児童発達支援センターの設置	圏域 2 か所
保育所等訪問支援の実施	実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域 1 か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域 1 か所

③ 本町における関連する活動指標

項目	見込み値		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域 1 か所	圏域 1 か所	圏域 1 か所
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	圏域 1 人	圏域 1 人	圏域 1 人



(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
相談支援体制の充実・強化等	令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。

② 本町の考え方と目標

基幹相談支援センターについては、西諸圏域において構成3市町の共同での設置・運営が完了しています。

③ 本町における関連する活動指標

項目	見込み値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	圏域1か所	圏域1か所	圏域1か所
主任相談支援専門員の設置数	圏域1人	圏域1人	圏域1人
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	3回	4回	4回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	4回	4回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	3回	4回	4回
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	4回	4回
自立支援協議会への参加事業所数	5か所	5か所	5か所
自立支援協議会の専門部会の設置	0部会	1部会	1部会
自立支援協議会の専門部会の開催回数	0回	1回	1回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や請求の過誤を無くすための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。

② 本町の考え方と目標

職員の資質向上を目的として、県をはじめ、近隣市町が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。また、自立支援協議会において、サービス利用者の利用状況や課題、状況について情報共有や適切な支援について検討し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

③ 本町における関連する活動指標

項目	見込み値		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修への職員の参加	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の有無	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	0回	0回
指導監査結果の関係市町村との共有体制の有無	無	無	有
指導監査結果の関係市町村との共有回数	0回	0回	1回

2 障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

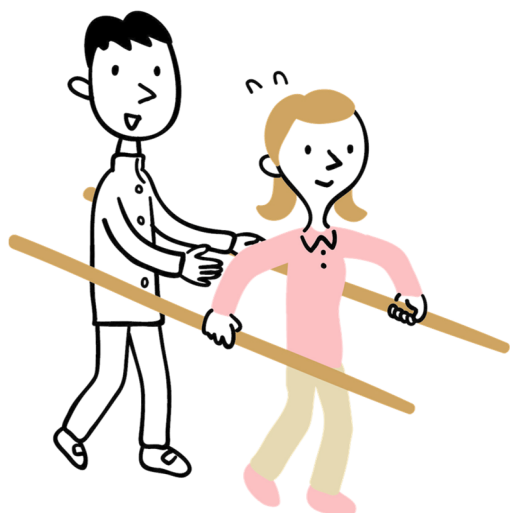
サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

訪問系サービス			
種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	85 時間	85 時間	85 時間
	7 人	7 人	7 人
重度訪問介護	137 時間	137 時間	137 時間
	2 人	2 人	2 人
同行援護	20 時間	20 時間	20 時間
	1 人	1 人	1 人
行動援護	10 時間	10 時間	10 時間
	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	昼間、介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい、精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労選択支援	就労系障害福祉サービス利用前に、本人の希望、能力や適正の評価、仕事での配慮点の整理などを行い、障がいのある人の希望する仕事に就くための具体的な計画を作成し、希望する仕事に就くためにより適切なサービスを選択できるよう支援を行うサービスです。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

日中活動系サービス			
種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	738 人日分	738 人日分	738 人日分
	43 人	43 人	43 人
自立訓練（機能訓練）	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人
自立訓練（生活訓練）	18 人日分	18 人日分	18 人日分
	3 人	3 人	3 人
就労移行支援	51 人日分	51 人日分	51 人日分
	5 人	5 人	5 人
就労選択支援	0 人	0 人	4 人
就労継続支援（A型）	45 人日分	45 人日分	45 人日分
	3 人	3 人	3 人
就労継続支援（B型）	621 人日分	621 人日分	621 人日分
	43 人	43 人	43 人
就労定着支援	0 人	0 人	1 人
療養介護	4 人	4 人	4 人
短期入所（福祉型）	11 人日分	11 人日分	11 人日分
	5 人	5 人	5 人
短期入所（医療型）	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人



(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がいのある人で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むことができる障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助	22人	22人	22人
施設入所支援	13人	13人	13人
地域生活支援拠点等 (設置か所数と検証・検討の実施回数)	1か所/年 1回/年	1か所/年 1回/年	1か所/年 1回/年

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する全ての人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うものです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人や地域生活が不安定な障がいのある人等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	21人	21人	21人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人

3 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業

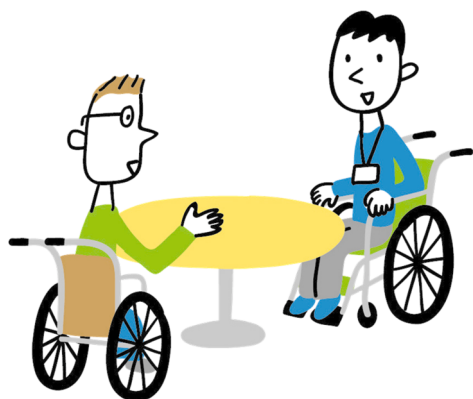
事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がいのある人等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	
障害者相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行うとともに、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業等を行います。
相談支援機能強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸借契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人等に対して、入居に際し、必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思の疎通を図ることに障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣等を行います。
手話通訳者設置事業	
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付や貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターの機能を強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無
障害者相談支援事業	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	有
成年後見制度利用支援事業	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有
意思疎通支援事業 手話通訳者派遣・要約筆記者派遣事業	年間利用件数	0 件	1 件	1 件
意思疎通支援事業 手話通訳者設置事業	配置人数	0 人	0 人	1 人
日常生活用具給付等事業 介護訓練支援用具	年間給付件数	3 件	5 件	5 件
日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具	年間給付件数	4 件	6 件	6 件
日常生活用具給付等事業 在宅療養等支援用具	年間給付件数	1 件	1 件	1 件
日常生活用具給付等事業 情報・意思疎通支援用具	年間給付件数	2 件	2 件	3 件
日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具	年間給付件数	350件	365 件	365 件
日常生活用具給付等事業 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	年間給付件数	2 件	2 件	2 件
手話奉仕員養成研修事業 養成講習修了人数	就労見込み者数 (登録見込者数)	2 人	2 人	2 人
移動支援事業	年間利用者	3 人	3 人	3 人
	時間数	150時間	150時間	150時間
地域活動支援センターⅠ型 ※圏域利用含む	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	年間利用者数	1 人	1 人	1 人
地域活動支援センターⅡ型 ※圏域利用含む	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	年間利用者数	0 人	0 人	0 人
地域活動支援センターⅢ型 ※圏域利用含む	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
	年間利用者数	0 人	0 人	0 人

(2)任意事業

事業名	内容
訪問入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な障がいのある人に対し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図るサービスです。
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得助成事業)	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するサービスです。
社会参加促進事業 (自動車改造費助成事業)	自動車の改造に要する費用の一部を助成するサービスです。
障害者虐待防止対策支援事業	障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	年間利用者数	2人	2人	2人
日中一時支援事業	年間利用者数	5人	5人	5人
自動車運転免許取得助成事業	年間利用者数	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	年間利用者数	1人	1人	1人



4 障がい児福祉サービスの見込み

(1)障害児通所支援・障害児相談支援

サービス名	内容
児童発達支援	小学校就学前の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある子どもを対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がいのある子どもを対象に、放課後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障がいのある子どもや保育所等のスタッフに対し、集団生活への適応や保育所等の安定した利用を促進するために、保育所等を訪問して専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障がいのある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	250 人日分	250 人日分	250 人日分
	30 人	30 人	30 人
放課後等デイサービス	421 人日分	421 人日分	421 人日分
	30 人	30 人	30 人
保育所等訪問支援	4 人日分	4 人日分	4 人日分
	9 人	9 人	9 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
	0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	9 人	9 人	9 人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1 人配置	1 人配置	1 人配置

第10章 施策の推進

1 庁内体制

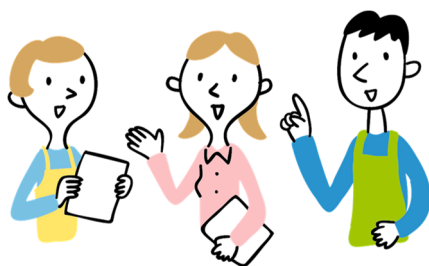
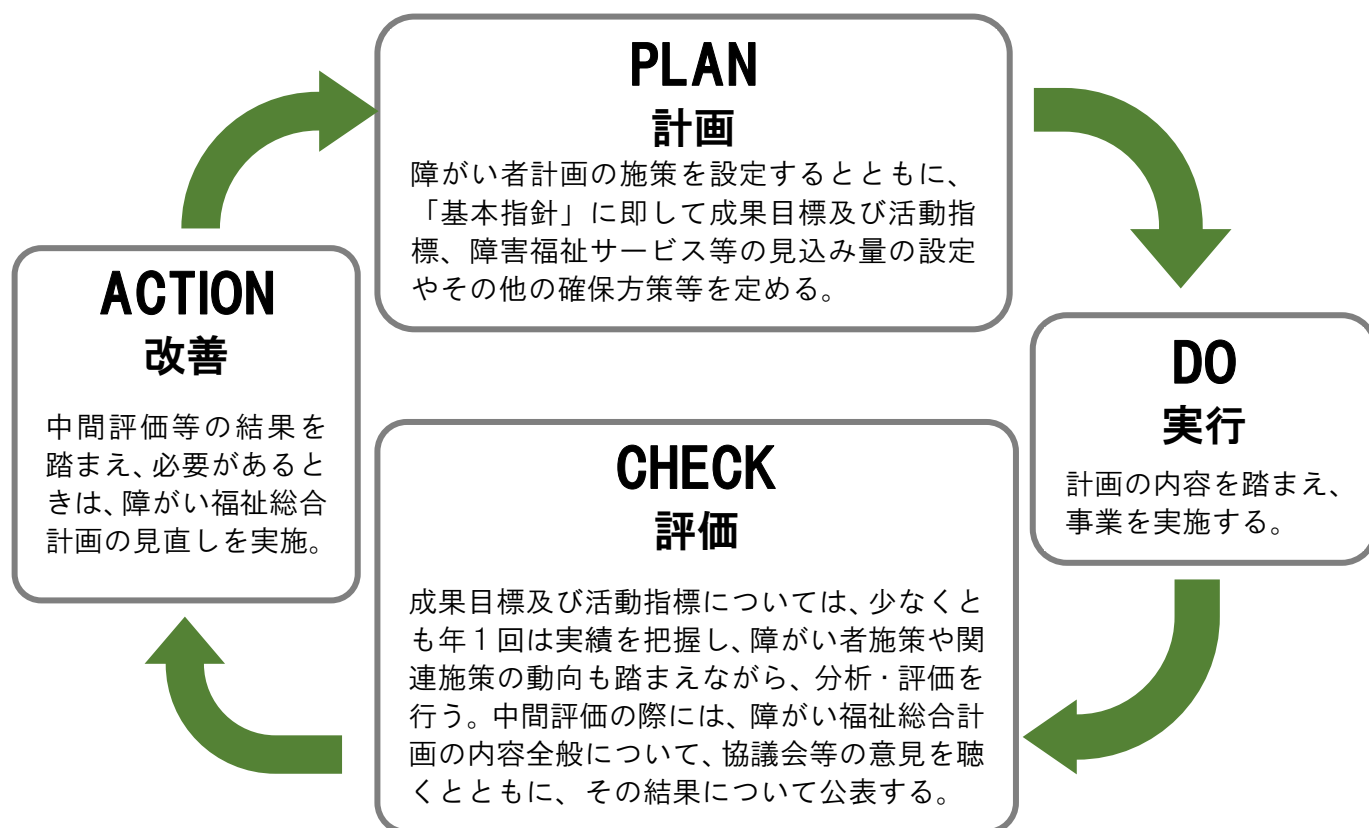
施策を推進していくにあたっては、庁内の幅広い分野での対応が求められることから、関係課との連絡や調整を行い、取組を進めるとともに、障がい福祉を担当する部局で進行管理を行います。

2 庁外体制

計画の目標達成に向けては、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、企業等の連携による支援体制が不可欠です。そのため、関係機関との協議の場を設け、施策の取組状況や障がいのある人を取り巻く課題の検討を行うことで、地域全体での計画推進を図ります。

3 計画推進・評価体制

計画の推進・評価体制については、PDCA サイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行います。



資料編

1 高原町障がい福祉総合計画策定委員会設置要綱

令和5年12月28日

福祉課

（設置）

第1条 各法に基づき策定される「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を総合的に見直し、高原町の障がい福祉における基本方針等を策定するため、高原町障がい福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員は、障がい者等の福祉について理解、知識のある者及び関係行政機関の代表者等のうちから、町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

（関係者の意見）

第7条 委員長は必要があると認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、または必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。

2 高原町障がい福祉総合計画策定委員会委員名簿

※順不同、敬称略

	所属	役職	氏名
1	高原町民生委員・児童委員協議会 障がい者部会	部会長	木田 信吉
2	高原町社会福祉協議会	相談支援員	礪所 光子
3	高原町身体障害者福祉協会	会 長	中嶋 一郎
4	障害者支援施設あさひの里	施設長	倉掛 祐有
5	サポート友喜たかはる	サービス管理責任者	岡原 和子
6	特定非営利活動法人グループホーム華	理事長	塚田 徳義
7	多機能型放課後等デイサービス ぐろーあっぷ高原	統括管理責任者	田畑 龍生
8	にしもろ基幹相談支援センター	センター長	大田 泰弘
9	高原町	副町長	横山 安博
10	高原町教育委員会	教育対策監	武田 透

3 策定経過

期日	内容
令和5年9月～10月	高原町障がい福祉総合計画策定に関するアンケート調査実施
令和5年10月～11月	関係団体・事業所ヒアリング調査 紙面インタビュー
令和5年12月6日(水)・7日(木)	関係団体・事業所ヒアリング調査 対面インタビュー
令和6年1月31日(火)	第1回高原町障がい福祉総合計画策定委員会
令和6年2月19日(月)～3月11日(月)	パブリックコメント
令和6年3月12日(火)	第2回高原町障がい福祉総合計画策定委員会

4 用語解説

あ行

●アクセシビリティ：

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

●一般就労：

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

●医療的ケア：

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない人も、医行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

●医療的ケア児：

医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

●インクルーシブ：

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

●インクルーシブ教育：

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられることや個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

か行

●基幹相談支援センター：

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人に対する相談等の業務を総合的に行う機関。

●共生社会：

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

●強度行動障がい：

環境への著しい不応答状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示す多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃（噛み付きなど）・不眠・拒食・多食・多飲などの行動。

●権利擁護：

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取組。

●合理的配慮：

障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。

さ行

●児童福祉法：

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律。

●社会的障壁：

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄（早口でわかりにくく、あいまいな案内や説明など）、物（段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など）、制度（納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒にの学校に行くことが認められないことがあることなど）、習慣（障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど）、考え方（障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど）。

●手話通訳者：

聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人。

●手話通訳奉仕員：

聴覚に障がいのある人や音声または言語機能に障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人。

●障害者基本法：

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。

●障害者虐待防止法：

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がいのある人を現に養護する人（擁護者）に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

●障害者雇用促進法：

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

●障害者差別解消法：

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

●障害者自立支援法：

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成 18 年 4 月に施行された法律。それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

●障害者総合支援法：

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●障害者地域支援協議会：

障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき、地域社会において障がいのある人が安心して生活を送るための必要なシステムづくりに関し、関係団体及び機関等が課題についての認識を共有し、その対応策の協議及び相互の連絡調整を図ることを目的として設置された協議会。

●障害福祉サービス：

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。「介護給付」と「訓練等給付」に分けられる。

●**情報アクセシビリティ：**

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

●**自立支援医療：**

障害者総合支援法で規定される心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

●**自立支援医療（育成医療）：**

児童福祉法に規定する障がい児で、その身体障がい除去・軽減する手術等(口蓋裂形成術、脊椎側彎症形成術等)の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療。

●**自立支援医療（更生医療）：**

身体障害者福祉法に規定する身体障がいのある人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療(人工関節置換術、人工透析等)によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、更生のために必要な医療。

●**自立支援医療（精神通院医療）：**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療に係る医療。

●**身体障害者手帳：**

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある18歳以上の者に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は1級～6級に区分されており、視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●**スクールカウンセラー：**

学校教育をめぐる様々な問題への対策としてカウンセリング等を行う心理学の専門家。

●**スクールソーシャルワーカー：**

教育機関において、福祉相談業務等を行う専門家。子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所など関係機関と連携し役割分担の調整や、社会福祉的な立場から家庭訪問等による保護者のケア、教職員への指導・助言を行う。

●**精神障害者保健福祉手帳：**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神上の障がいがある者に交付される手帳。障がいの程度により、1級、～3級に区分されている。

●成年後見制度：

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み・制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

た行

●地域活動支援センター：

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

●地域共生社会：

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まりや、暮らしにおける人と人とのつながりの弱まりなど、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

●地域包括ケアシステム：

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組み。

●特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

●特別児童扶養手当：

精神又は身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当。

● **特別障害者手当：**

20 歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当。

な行

● **難病：**

治療法が存在しないまたは効果が不十分な病気。

● **日常生活用具：**

障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

は行

● **発達障がい：**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

● **発達障害者支援法：**

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

● **バリアフリー：**

障がいのある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

● **バリアフリースイートイレ：**

高齢者や障がいのある人を含め、あらゆる人が利用しやすいように配慮されたトイレ。一般的な狭いトイレを利用しにくい車椅子の人や高齢者、乳幼児を連れた人、妊娠中の人、オストメイトの人、性別で区切られたトイレに抵抗がある性的マイノリティの人等が利用しやすいトイレとされている。

●ハローワーク：

職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。正式名称は「公共職業安定所」。

●福祉的就労：

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

●ヘルプマーク：

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

●法定雇用率（障がい者雇用率）：

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。

●補装具：

身体に障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。代表的なものとして、義肢（義手・義足）・装具・車椅子があり、その他、肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

や行

●ユニバーサルデザイン：

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもの。

●要約筆記者：

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

ら行

●リハビリテーション：

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

●療育：

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

●療育手帳：

児童相談所又は知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

高原町障がい福祉総合計画

発 行 令和6年3月

発行者 高原町 福祉課

〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 360 番地 1

T E L 0984-21-2422

F A X 0984-42-4550

